

JA REPORT

令和6年度 ディスクロージャー誌

JA 糸島のご案内



糸 島 農 業 協 同 組 合

目 次

I. ごあいさつ	1
II. 組合の沿革・歩み	2
III. 経営方針	3
1. 基本理念	3
2. 経営姿勢	3
3. 経営方針	3
IV. 概況及び組織に関する事項	4
1. 業務の運営の組織	4
◆組織機構図	
◆組合員数及びその増減、出資口数及びその増減、組合員組織の概況	
◆地区一覧、職員数	
2. 理事及び監事の氏名及び役職名	6
◆役員一覧	
3. 会計監査人の名称	7
4. 事業所の名称及び所在地	7
◆店舗一覧	
V. 主要な業務の内容	8
1. 全般的な概況	8
2. 各事業の概況	8
VI. 事業活動に関する事項	15
1. 農業振興活動	15
2. 地域貢献情報	15
3. 情報提供活動	16
4. リスク管理の状況	16
5. 自己資本の状況	24
VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	25
1. 決算の状況（貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分計算書）	25
2. 会計監査人の監査	46
3. 最近の5事業年度の主要な経営指標	46
4. 利益総括表	47
5. 資金運用収支の内訳	47
6. 受取・支払利息の増減額	47
7. 自己資本の充実の状況	48
VIII. 直近2事業年度における事業の実績	68
1. 信用事業	68
2. 共済事業	74
3. 農業・生活関連事業	75
IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標	76
1. 利益率	76
2. 貯貸率・貯証率	76
X. 連結情報	77
1. グループの概況	77
2. 連結事業概況	77
3. 直近の連結事業年度における財産の状況	77
4. 決算の状況	78
5. 農協法に基づく開示債権	100
6. 連結事業年度の事業別経常収益等	101
7. 連結自己資本の充実の状況	101
8. 計算書類の正確性等にかかる確認	120

I. ごあいさつ



組合員並びに地域の皆様には平素より格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も、当組合のご理解を一層深めていただくために、令和6年度ディスクロージャー誌「JA REPORT」を作成いたしました。

本誌をご高覧いただき、当組合に対する皆様のご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

令和7年度の世界情勢は、経済成長の減速、地政学リスクの高まり、国際秩序の変化など、様々な不確実性に直面しており、国内でも長期にわたるデフレ経済下で経済成長が鈍化したのに対して、新興国の経済は急成長した結果、世界における我が国の相対的な経済的地位は低下し、必要な食料や生産資材の安定的な輸入に懸念が生じている状況であり、穀物や肥料原料など過度な輸入に依存しているわが国では食料の安定供給リスクが顕在化しております。

このような厳しい局面の中、食料安全保障の強化や環境問題を背景に、農業の持続的な発展に資するため「食料・農業・農村基本法」が公布25年にして初めて改正され、同法を受けた「食料・農業・農村基本計画」を4月に閣議決定し、適正な価格形成に向けた議論が進められているところです。

当JAにおいても、令和7年度から糸島の農業の持続的発展を支える協同の力を発揮するため、4つの基本目標による中期経営計画を策定しており、JA糸島は「生命産業である農業の振興を図り、豊かな地域社会の実現に貢献する」経営理念を土台として、JAをめぐる情勢と課題認識を踏まえ、地域農業の振興と地域から信頼されるJAバンクの確立に向けて、相談体制の強化による顧客満足度の向上に取り組んでいます。

さらに自己改革として「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つを基本目標として掲げ、関係組織と連携を図りながら取り組みを進めており、JA糸島が地域から信頼され、地域にならなくてはならない協同組合であり続けられるように、関係機関と役職員が一丸となって取り組みをさらに推し進めてゆく所存です。

結びに皆様方の益々のご繁栄とご多幸を祈念すると共に、引き続き、変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

令和7年7月

糸島農業協同組合

代表理事組合長 山崎 重俊

Ⅱ．組合の沿革・歩み

1962年	昭和37年	3月	糸島地区農協合併推進協議会設立
		11月	14農協2連合会大同合併により糸島郡農業協同組合設立
1968年	昭和43年	10月	糸島郡農協本所落成
1974年	昭和49年	6月	生活センター（Ａコープ前原店）オープン
1980年	昭和55年	1月	年金友の会結成大会
1981年	昭和56年	4月	前原カントリーエレベーター竣工
1989年	平成 元年	4月	西部カントリーエレベーター竣工
1990年	平成 2年	11月	第1回ドリムフェスティバル開催
1991年	平成 3年	7月	東部カントリーエレベーター竣工
1992年	平成 4年	4月	農協からＪＡへ愛称変更
		10月	糸島農業協同組合へ名称変更並び各支所を支店へ変更
		11月	ＪＡ糸島合併30周年式典開催
1994年	平成 6年	10月	子会社「㈱ジェイエイいとしま」発足（葬祭事業開始）
1995年	平成 7年	4月	前原東部地区共同育苗施設竣工
1997年	平成 9年	7月	営農総合センター竣工
		12月	Ａコープ志摩オープン
1998年	平成10年	5月	園芸流通センター竣工
		11月	大豆乾燥調製施設竣工
2000年	平成12年	2月	ＪＡ－ＰＯＲＴＡ（Ａコープ前原駅南）竣工
		4月	介護事業（支援・訪問）開始
2002年	平成14年	11月	ＪＡ糸島合併40周年記念式典開催
2003年	平成15年	5月	デイサービスセンターひまわりオープン
		7月	アグリ給油所（セルフ）・油類配送センターオープン
2004年	平成16年	8月	本店給油所新装（セルフ）オープン
2005年	平成17年	5月	新支店体制スタート（本・支店再編）
2007年	平成19年	4月	ＪＡ糸島産直市場㊤伊都菜彩オープン
2009年	平成21年	6月	㈱ジェイエイいとしま やすらぎ会館二丈斎場オープン
2012年	平成24年	10月	食育研修施設いきいき竣工
		11月	ＪＡ糸島設立50周年記念式典開催
		12月	サービス付き高齢者住宅ひまわりオープン
2014年	平成26年	4月	「㈱ジェイエイいとしま」新体制スタート（葬祭・燃料・店舗事業）
2015年	平成27年	7月	㊤伊都菜彩来店者累計1,000万人達成
		10月	農業経営事業開始
2016年	平成28年	10月	㊤伊都菜彩リニューアルオープン（2～10月増改築工事）
2017年	平成29年	4月	㊤伊都菜彩「開店10周年祭」開催
2021年	令和 3年	3月	スマート農業ＲＴＫ基地局を設置
2022年	令和 4年	8月	ＪＡ糸島青年部発足50周年記念式典開催
		11月	ＪＡ糸島設立60周年記念式典開催
2023年	令和 5年	3月	㊤伊都菜彩来店者累計2,000万人達成
		3月	前原カントリーエレベーター機能向上対策工事竣工
		8月	ＪＡ糸島女性部発足30周年記念式典開催

※さらに詳しくは、ＪＡ糸島ホームページをご覧ください。

Ⅲ．経営方針

1．基本理念

わたしたちは、生命産業である農業の振興を図り、
豊かな地域社会の実現に貢献します。

2．経営姿勢

- (1) 農業振興を事業の中核として、組合員の暮らしと地域社会の発展に努めます。
- (2) 地域社会と共生し、地域から信頼されるＪＡであり続けます。
- (3) 変化を先取りし、更なる進歩をめざして、創造と革新に挑戦します。
- (4) 人を育て、人を活かし、活力溢れるＪＡをめざします。

3．経営方針

ＪＡ系島は、これからも組合員・利用者の暮らしになくてはならない存在であり続けるため、組合員・利用者の声をＪＡ事業に反映し、生命産業である農業の持続的発展に挑戦するとともに、これからも地域社会の活性化に貢献するため、持続可能で健全な経営基盤の確立に努めます。

【基本目標と目標項目】

■ 農業者の所得増大と農業生産基盤の維持・拡大（農業振興）

- 1. 販売戦略の強化と☞ブランド農畜産物の確立
- 2. 多様な担い手経営体による地域農業の維持・発展
- 3. 農業生産に係るコスト低減と支援強化の取り組み拡大

■ 協同活動と総合事業による地域の活性化（地域の活性化）

- 1. ＪＡくらしの活動を通じた地域コミュニティの活性化
- 2. 総合事業を通じた地域の豊かな暮らしへの貢献

■ 次代へ向けた組合員組織基盤の確立・強化（組織基盤強化）

- 1. 次代を担う組合員の仲間づくり
- 2. 組合員との対話活動を通じた接点強化
- 3. 広報活動を通じた戦略的な情報発信

■ 持続可能な経営基盤の確立・強化（経営基盤強化）

- 1. 経営基盤強化に向けた経営戦略の高度化
- 2. 組合員・利用者から信頼される組織・業務運営の実践
- 3. ＪＡ経営・協同組合運動を支える人づくり

1. 業務の運営の組織

[illegible]

- 4 -

◆組合員数及びその増減

(単位：人)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
正 組 合 員	5,200	5,063	▲137
個 人	5,111	4,969	▲142
法 人	89	94	5
准 組 合 員	11,234	10,636	▲598
個 人	10,958	10,367	▲591
法 人	276	269	▲7
合 計	16,434	15,699	▲735

◆出資口数及びその増減

(単位：口)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
正 組 合 員	1,477,568	1,445,802	▲31,766
准 組 合 員	688,120	668,100	▲20,020
小 計	2,165,688	2,113,902	▲51,786
処分未済持分	17,870	38,781	20,911
合 計	2,183,558	2,152,683	▲30,875

(摘 要) (1) 出資1口金額 1,000 円

◆組合員組織の概況 (令和7年4月1日現在)

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
J A 青年部	59 人	年金友の会	8,435 人
J A 女性部	3,905 人	青色申告会	457 人
資産管理部会	239 人		

◆作目別生産部会

【米穀・畜産】

酒 米	124	特 裁 米	37	麦	40
大 豆	15	肥 育 牛	4	和 牛	8
養 豚	9				

【園 芸】

柑 橘	73	桃	5	び わ	1
ぶ どう	8	キウイフルーツ	6	イチジク	8
柿	7	い ち ご	82	ブロッコリー	28
きゅうり	28	ト マ ト	8	キャベツ	14
冬春なす	8	アスパラガス	30	青ねぎ	4
大 根	3	菜 の 花	26	博多蕾菜	6
ミニトマト	3	レ タ ス	4	オ ク ラ	4
七 草	1	か ぶ	1	白 瓜	1
セルリー	1	生協野菜	11	花 卉	109

◆地区一覧
糸島市一円の区域

◆職員数 (単位：人)

区 分		令和5年度末	令和6年度末		
				うち男	うち女
正職員数	一般事務職員	149	144	98	46
	営農指導員	26	24	24	0
	生活指導員	3	2	0	2
	その他専門技術職員	0	0	0	0
	小 計	178	170	122	48
常 雇		114	107	43	64
臨時・パート		6	4	0	4
派 遣		4	7	1	6
合 計		302	288	166	122

2. 理事及び監事の氏名及び役職名

◆役員一覧 (令和7年4月現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	山 崎 重 俊	理 事	吉 續 秀 二
代表理事専務	中 嶋 幸 男	〃	奥 功
常 務 理 事	相 田 俊 郎	〃	永 長 康 則
〃	古 川 桂 司	〃	鬼 木 芳 次
理 事	林 一 磨	〃	小 川 喜 史
〃	井 田 磯 和	〃	平 野 美代子
〃	波多江 政 秀	〃	荻 原 さち枝
〃	福 井 康 成	代 表 監 事	井 上 英 博
〃	小 川 武 臣	常 勤 監 事	杉 町 善 徳
〃	笠 重 政	監 事	川 上 重 則
〃	中 園 秀 輝	〃	柴 田 精 一
〃	古 川 伊津雄	員 外 監 事	岡 本 昇
〃	彼 杵 道 彦		

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和7年4月現在） 所在地：東京都港区芝 5-29-11 G-BASE 田町 14 階

4. 事業所の名称及び所在地

◆店舗一覧

（令和7年4月現在）

店舗名	住 所	電話番号	A T M設置台数
本 店	糸島市前原東 2 丁目 7-1	092-322-2761	—
前 原 支 店	糸島市前原東 2 丁目 7-1	092-322-2266	1 台
加 布 里 支 店	糸島市神在東 4 丁目 10-5	092-322-2950	—
波 多 江 支 店	糸島市波多江駅北 4 丁目 3-11	092-322-2601	1 台
雷 山 支 店	糸島市蔵持 719-1	092-322-3134	—
怡 土 支 店	糸島市大門 68-1	092-323-8211	1 台
福 吉 支 店	糸島市福吉 2 丁目 15-1	092-326-5311	—
西 部 支 店	糸島市二丈石崎 19-2	092-325-0231	—
引 津 支 店	糸島市志摩小富士 14-34	092-327-2800	—
志 摩 支 店	糸島市志摩初 223-1	092-327-0215	1 台

区 分	住 所	設置場所	A T M設置台数
店 舗 外	糸島市前原駅南 2 丁目 2-1	J A ポルタ 1 階	1 台
〃	糸島市波多江 567-1	産直市場®伊都菜彩	1 台
〃	糸島市長野 1478-4	旧長糸支店	1 台
〃	糸島市二丈深江 1 丁目 1-20	交流プラザ二丈館	1 台
〃	糸島市志摩桜井 2431-1	旧桜井支店	1 台
〃	糸島市志摩野北 2222-1	旧野北支店	1 台
〃	糸島市志摩岐志 910	旧芥屋支店	1 台
〃	糸島市志摩小富士 14-34	営農総合センター	1 台

（店舗・店舗外 A T M設置台数 計 12 台）

■ A T M営業時間のご案内

8：45～19：00（平日）

9：00～17：00（土曜、日曜、祝祭日、年末）

※休業日 1月1日・2日・3日

※伊都菜彩は8：00からの営業となります。また、前原支店、波多江支店、怡土支店、志摩支店は9：00からの営業となります。

V. 主要な業務の内容

1. 全般的な概況

令和6年度は、多くの企業で初任給の引上げや賃金のベースアップが実施されるなど、景気回復の兆しが見られた一方で、世界的な原材料費の高騰や円安の進行により、食料費やエネルギーをはじめとする生活必需品の価格が上昇し、特に米の国内需給がひっ迫する「令和の米騒動」が発生し、米の価格が上昇する中で、生産者への業社による直接買付けが増加し、米の集荷量が前年を大きく下回る事態となりました。

このような中において、ＪＡ糸島では「農業所得の増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とするＪＡ自己改革に取り組み、組合員との対話活動を通じて、地域農業と地域社会の持続的発展を支える協同の力を発揮しながら、ＪＡグループ体となった組織活動に取り組みました。

この結果、収支面では事業利益が 54,300 千円となったほか、経常利益は 221,997 千円となり、当期剰余金 152,599 千円を計上しました。

2. 令和6年度 各事業の概況〔活動・実績〕

◆信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、ＪＡならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。

◇貯金業務

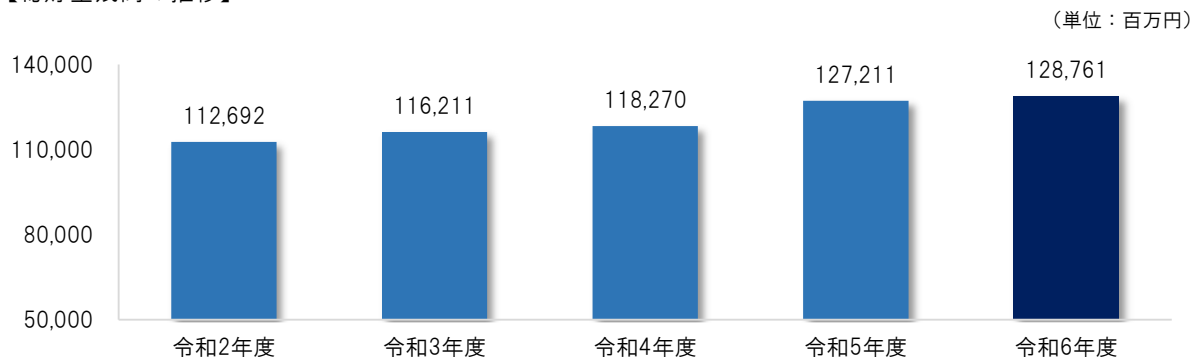
組合員はもちろん地域住民のみなさまや、事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期貯金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

・主な貯金取扱商品一覧表

種 類		お預入期間		お預入額		特 徴	
総合口座	1冊の通帳で「貯める」「受け取る」「借りる」の機能を備えた口座です。 キャッシュカードやＪＡカードなどを併せてご利用になりますと一層便利です。						
	普通貯金	期間の制限はありません。		1 円以上		出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとして利用いただける便利な貯金です。公共料金の自動支払口座として最適です。	
	定期貯金	各貯金の種類に準じます。			期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、自由金利定期貯金等がセットできます。また、定期貯金残高の 90％かつ 500 万円以内までの自動融資がご利用できます。		
決済用貯金		期間の制限はありません。		1 円以上		貯金保険制度で全額保護される貯金で、出し入れ自由・口座振替・各種代金引き落としができる、利息はつかない貯金です。	
期日指定定期貯金		最長 3 年		1 円以上 300 万円未満		利息は、1 年毎に複利計算します。1 年経過後は元金の一部の引き出しができます。	
スーパー定期貯金		1 ヶ月から 5 年		1 円以上		お預け入れ時の金利が満期まで変わらない確定利回りの定期貯金です。	
大口定期貯金		1 ヶ月から 5 年		1 千万円以上		大口の資金運用に適した自由金利定期貯金です。	
定期積金		6 ヶ月から 5 年		毎月 1 千円以上		ライフプランにあわせて、毎月積み立てする貯金です。	

【総貯金残高の推移】



◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫の融資の申込みのお取り次ぎもしております。

・貸出金残高（令和7年3月末）

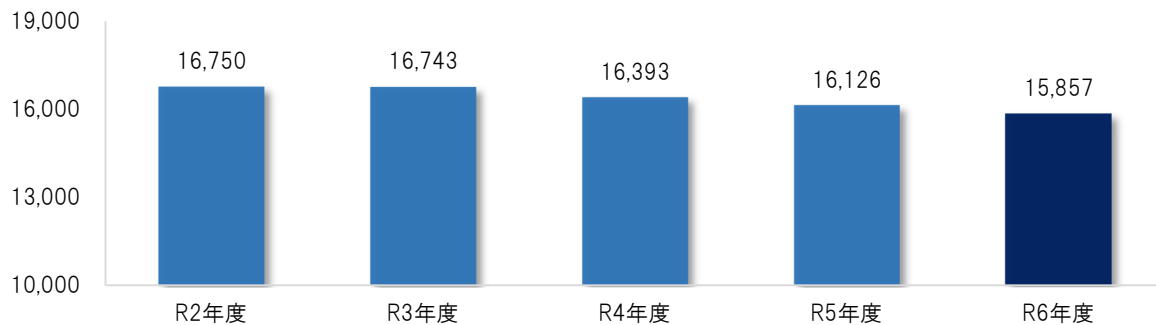
（単位：百万円）

組合員等	地方公共団体等	その他	計
15,184	0	673	15,857

注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

【貸出金残高の推移】

（単位：百万円）



・貸出商品一覧表（令和7年7月1日現在）

種 類	資 金 使 途	期 間	貸出金額
住宅ローン	住宅新築、購入、借換等	50 年以内	10,000 万円以内
リフォームローン	住宅増改築、補修等	15 年以内	1,500 万円以内
フリーローン	特に定めません （負債整理及び事業性資金除く）	10 年以内	500 万円以内
教育ローン	就学資金、就学時付帯費用	15 年以内	1,000 万円以内
マイカーローン	自動車等の購入	15 年以内	1,000 万円以内
カードローン	特に定めません（負債整理除く）	1 年自動更新	300 万円以内
農機ハウスローン	農機具、農業施設の購入等	15 年以内	1,500 万円以内
営農資金	農地、施設等の取得（営農に関するもの）	25 年以内	事業費の範囲内
一般資金	特に定めません（負債整理除く）	20 年以内	所要資金の範囲内
事業資金	貸家・アパート等の取得、改修等	35 年以内	事業費の範囲内

注）上記は概略であり、詳細は窓口でお尋ね下さい。

このほか、用途に合わせて各種取り揃えていますので、お気軽にご相談下さい。

◇制度融資

(単位：百万円)

資金名		制度の概要・主旨	貸出金額
制度融資	農業近代化資金	意欲と能力をもって農業を営む農業者に対し、農業経営の発展（機械、施設等）を図るための資金です。	13
	農業経営基盤強化資金	農業経営基盤促進法等にかかる認定農業者向けの長期資金で、農業経営の改善（設備・運転資金）を図るための資金です。	0
	青年等就農資金	青年等が就農するために必要な研修、就農の準備に必要な資金及び施設等に必要な資金を無利子で貸付け、就農の促進を図るための資金です。	0

注）貸出金額は、令和6年度中の新規貸出実行金額です。

◇為替業務

全国のＪＡ・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

◇サービス・その他

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、年金などの各種自動受取、自動支払や給与振込・口座振替サービスなどをお取り扱いしております。

また、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービス、ご自宅のパソコンや携帯電話からお取引口座の残高や取引明細の確認、振込や振替などのサービスが簡単にご利用いただける「ＪＡネットバンク」サービスをお取り扱いしております。

・手数料一覧表（令和7年4月1日現在）

振込手数料種類			自店宛	本支店宛	県内系統宛	県外系統宛	他行宛
窓 口	テレ為替	3万円以上	2 2 0円	5 5 0円	5 5 0円	5 5 0円	8 8 0円
		3万円未満	2 2 0円	3 3 0円	3 3 0円	3 3 0円	6 6 0円
	文書為替	3万円以上	-	4 4 0円	4 4 0円	4 4 0円	6 6 0円
		3万円未満	-	2 2 0円	2 2 0円	2 2 0円	4 4 0円
定時自動送金	テレ為替	3万円以上	無料	5 5 0円	5 5 0円	5 5 0円	8 8 0円
		3万円未満	無料	3 3 0円	3 3 0円	3 3 0円	6 6 0円
個人ＪＡネットバンク （インターネット・モバイルバンキング）		3万円以上	無料	無料	2 2 0円	3 3 0円	4 4 0円
		3万円未満	無料	無料	1 1 0円	2 2 0円	3 3 0円
法人ＪＡネットバンク(振込・総振) （インターネット・モバイルバンキング）		3万円以上	無料	無料	2 2 0円	3 3 0円	5 5 0円
		3万円未満	無料	無料	1 1 0円	2 2 0円	3 3 0円
法人ＪＡネットバンク(給与・賞与) （インターネット・モバイルバンキング）		3万円以上	無料	無料	無料	無料	1 1 0円
		3万円未満	無料	無料	無料	無料	1 1 0円
自動機カード振込 （自ＪＡ含むＪＡ・農漁協ネット）		3万円以上	無料	2 2 0円	2 2 0円	2 2 0円	4 4 0円
		3万円未満	無料	1 1 0円	1 1 0円	1 1 0円	3 3 0円
自動機カード振込 （他行）		3万円以上	無料	3 3 0円	3 3 0円	3 3 0円	7 7 0円
		3万円未満	無料	1 1 0円	1 1 0円	1 1 0円	5 5 0円

※視覚障がいの方および手の不自由な方等については、「自動機カード振込」基準を適用します。

大口両替手数料		大口硬貨受入手数料
お取扱枚数	手数料額	手数料額
1～ 50枚	無料	無料
51～200枚	110円	
201～300枚	220円	
301～400枚	330円	
401～500枚	440円	
501～600枚	550円	220円
601～700枚	660円	
701～800枚	770円	
801～900枚	880円	
901～1,000枚	990円	
1,001枚以上	1,100円 (1,000枚毎に550円を加算)	1,001～2,000枚 440円 2,001枚以上 660円 (1,000枚毎に220円を加算)

法人ネットバンクサービス月額利用料		
種類	料金	利用可能機能
基本のみ	1,100円	照会機能、振込・振替機能、収納機能
基本+データ伝送	3,300円	照会機能、振込・振替機能、収納機能 総振・給振・振替データの一括送信機能
ＪＡデータ伝送サービス（ＡＤＰ方式）初期契約料・月額利用料		
種類	料金	利用可能機能
初期契約料	3,300円	-
月額利用料	2,200円	照会機能、振込・振替機能、収納機能 総振・給振・振替データの一括送信機能

為 替		
電子交換取立	電子交換(1通)	880円
個別取立	普通・至急扱い(1通)	1,100円
その他 諸手数料	振込の組戻料(1件)	1,100円
	不渡手形返却料(1通)	1,100円
	取立手形組戻返却料(1通)	1,100円
	取立手形店頭呈示料(1通)	1,100円

※次の両替は従来どおり無料です。

①同一金種の新券への両替

②汚損した現金の交換・記念硬貨の交換

なお、お取扱枚数は「お客様持参の紙幣・硬貨の合計枚数（両替前）」と「両替された紙幣・硬貨の合計枚数（両替後）」のいずれか多い方の枚数といたします。

その他手数料		
小切手帳（1冊／50枚）		11,000円
約束手形帳（1冊／25枚）		11,000円
署名鑑登録・変更手数料		3,300円
通帳・証書再発行手数料		1,100円
ＩＣキャッシュカード再発行手数料		1,100円
ローンカード再発行手数料		1,100円
媒体持込1件あたり		5,500円
残高証明書 発行手数料	継続発行	330円
	随時発行	550円
	英文証明	550円
取引履歴明細表発行手数料	1口座あたり	550円
取引履歴明細表発行手数料 （依頼日より10年以上前）	1口座 1ヶ月あたり	550円
未利用口座	未利用期間：2年間 貯金残高：10,000円未満 1口座1年間あたり	1,320円

融 資 手 数 料		
住宅ローン（固定変動選択型）に伴う ・固定金利から再度固定金利型を選択 ・変動金利型から固定金利型を選択 ・既融資住宅ローンからの本資金への条件変更		5,500円

インターネットバンキングによる 住宅ローン・生活関連ローン一部繰上返済手数料		
住宅ローン 生活関連ローン 一部繰上返済	無料	（取引条件） ①1回あたりの返済上限額は、 「約定返済後残高の99%まで （円未満切捨て）」となります。 ②1回あたりの返済額は、 「10,000円以上」となります。

※上記の金額につきましては、消費税込みの金額で表示しています。

◆共済事業

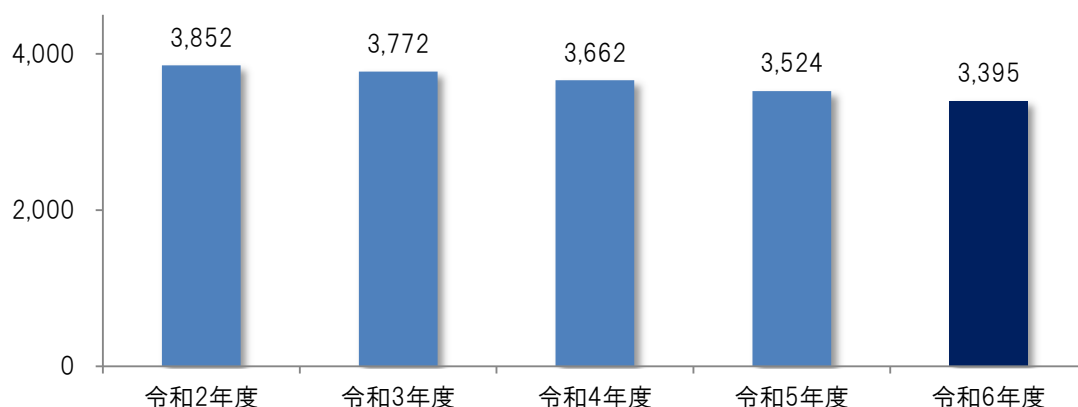
ＪＡ共済は、養老生命共済・終身共済・こども共済・建物更生共済・年金共済等、いわゆる保険業務といわれる内容の業務で、「相互扶助」の精神から生まれた制度です。

組合員・利用者の信頼と期待に応えて、「ひと・いえ・くるま」といった最良の総合保障の提供を行っており、自動車共済・傷害共済・火災共済などの各種損害共済を含め、暮らしの保障が全て揃っております。

区 分	共済種類	特 色
長期共済	終身共済	一生涯にわたって死亡・第１級後遺障害・重度要介護状態を保障するもので、さまざまな特約が付加できます。
	養老生命共済	一定期間の万一の保障をするもので、満期時には満期共済金が支払われます。
	定期生命共済	お手頃な共済掛金で死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第１級後遺障害の状態を保障します。
	こども共済	お子様の保障と入学準備金としての入学祝金や親(契約者)が万一の時養育年金が満期まで毎年支払われます。(養育年金特則付)
	医療共済	病気・ケガによる入院・手術を保障します。また、日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、先進医療もしっかり保障されます。
	介護共済	一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
	認知症共済	認知症を発症した際の経済的負担を備えるとともに、認知症の発症前の軽度認知障害（ＭＣＩ）まで幅広くサポートする保障です。
	がん共済	共済期間は終身または８０歳満了から選択できます。悪性新生物または脳腫瘍になった場合の保障を確保する共済です。
	生活障害共済	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
	特定重度疾病共済	「三大疾病」や身近な「生活習慣病」のリスクに備える保障です。
	建物更生共済	火災や台風、地震などの自然災害による建物や動産などの損害を幅広く保障する共済です。
年金共済	予定利率変動型年金共済	終身、または、一定期間(5・10・15年)年金を支払い、ゆとりのある老後をお手伝いします。
短期共済	火災共済	お住まいや倉庫などの火災による損害を保障する掛け捨てタイプの共済です。
	傷害共済	日常の様々な災害による万一の保障、入院・通院を保障する掛け捨てタイプの共済です。
	傷害共済	日本国内で発生した日常のさまざまなリスクに対応する共済です。
	農業者賠償責任共済	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障する共済です。
	自動車共済	安全運転を心がけていても防ぎきれない事故。車両、対人・対物賠償、搭乗者傷害、人身傷害など自動車事故の損害を保障する共済です。
	自賠責共済	法律によりすべての車に加入が義務づけられている共済です。

【長期共済保有高の推移】

(単位：億円)



◆営農・生活関連事業

◇営農指導事業

1. 生産基盤の確立と農業者の売上増加に向けた販売戦略の強化

施設の新設・長寿命化対策として、「活力ある高収益型園芸産地育成事業」の補助事業を活用し、園芸施設等設置支援事業は、【新設ハウス（リース事業）：パイプハウス3棟（胡瓜1棟 12.7㎡、花卉2棟 35.9㎡）】を実施しました。

スマート農業（施設の環境抑制）導入に向け、データ駆動型農業の実践・展開支援事業として、いちご圃場1か所に対して環境制御技術普及に伴う環境測定装置の活用や炭酸ガス株元局所施用実験による環境データ収集等を行い、持続可能な食料システムの構築に向けた取り組みを実施しました。

新規就農者や農業研修生への育成について、関係機関と連携し、果樹経営支援対策事業として、【新植事業3件 70㎡】に取り組みました。

2. 農産物販売戦略の強化

園芸部会協議会による販売力強化を図るため、京都青果㈱にてトップセールス（糸島市長・JA糸島組合長）を開催し、糸島青果物が安全・安心かつ高品質であることを市場関係者にPRし、販売促進に取り組みました。

また、トップセールスと同時に食育イベントを実施し、消費者に対して糸島農産物をPRし、ブランドの知名度向上に努めました。併せて、今後の産地振興への方策として、糸島産青果物（いちご、柑橘類）をタイやマレーシア等へ輸出し、糸島青果物の販売促進に取り組みました。

3. 多様な担い手経営体による地域農業の維持・発展

出向く活動を通じた地域農業振興と担い手経営体への支援対策として、TAC活動の強化により、多様な担い手への訪問活動を行い、収集した意見をJA内の各部門と共有し、課題解決や新規就農者の確保と定着支援、地域集落・法人組織等の実態に応じた営農指導及び地域に根差した活動に努めました。

農地の有効活用と農地の維持を図るため、関係機関と連携し、農地中間管理事業等の活用による多様な担い手への農地の集積と耕作放棄地の未然防止対策に取り組みました。

生産基盤の強化と農業経営の安定化のため、園芸施設等設置支援事業、有害鳥獣被害防止対策等の補助事業及び燃油・肥料・出荷資材高騰対策等の申請支援を行い、農業経営基盤の安定化に取り組みました。

4. 農業生産に係るコスト低減と支援強化の取り組み拡大

営農指導員やTACと連携して生産者ニーズの収集を実施し、多様なニーズに応えるため、各資材値上げ前に一括仕入れや予約注文を行い、生産資材等の価格抑制による生産コストの低減に努めました。

肥料・農薬・資材の高騰対策として、圃場の土壌分析による施肥診断を行い、施肥量の適正化等の個別指導を実施し、安定生産、品質向上及び生産資材費用の削減に取り組みました。また、廉価肥料の施肥による露地野菜の試験栽培に取り組みました。

5. 低コスト作業機械導入支援体制強化及びGPS自動操舵システムの機械導入支援

(1) 補助事業を活用した機械導入実績

- | | |
|-----------------|-----|
| ①福岡県単事業 | 9件 |
| ②糸島市農業経営持続化支援事業 | 29件 |

(2) RTK基地局を活用した自動操舵システムの機械取り付け実績

- | | |
|---------------|----|
| ①自動操舵システム取付台数 | 3台 |
|---------------|----|

◇販売事業

販売事業は、農家組合員のみなさんが一生懸命、真心を込めて育てた新鮮で安全・安心な農畜産物を地域住民のみなさまをはじめ、全国各地にお届けするＪＡの重要な事業です。

ＪＡ糸島では、福岡市はもとより京浜・京阪神を中心に各地域に共販体制による農畜産物を出荷しており、令和６年度の販売品取扱実績については、10,392 百万円となっております。

また、平成 19 年 4 月にオープンしたＪＡ糸島産直市場伊都菜彩は、「糸島産であること」を掲げ、ポジティブリスト制度を遵守した農薬安全使用の指導を徹底するなど、安全性の確保に努めています。これからも地域に信頼される地産地消の拠点として、産直市場の役割を発揮していきます。

令和６年度 販売品取扱実績		(単位：千円)
品 目	販売品取扱高	
米穀類	米	957,690
	麦	270,399
	大豆・雑穀	48,663
果 実		131,300
野 菜		2,607,193
花 卉		745,194
畜 産		1,663,206
そ の 他		3,968,462
合 計		10,392,111

注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、そのために表中の合計額が一致しないことがあります。

◇購買事業

当ＪＡでは、組合員をはじめ地域住民のみなさまに利用しやすい店舗運営に心がけ、肥料・農薬・農業機械・園芸品目などの「生産資材」、食料品・日用品・ＬＰガスなどの「生活資材」を取り扱いしております。

令和６年度は、3,072 百万円の購買品取扱実績となっております。

令和６年度 購買品取扱実績		(単位：千円)
区 分	購買品取扱高	
生産資材	肥 料	439,523
	農 薬	283,332
	飼 料	676,965
	農業機械	305,532
	そ の 他	724,070
	小 計	2,429,424
生活物資	食 料 品	6,938
	ＬＰガス	387,664
	そ の 他	248,295
	小 計	642,899
合 計		3,072,324

注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、そのために表中の合計額が一致しないことがあります。

◇宅地等供給事業

「安心と信頼」をモットーに資産の有効活用や相続税対策として、アパート、店舗、病院などの建設及び土地の賃貸借斡旋を行っています。また、宅地・農地の売買仲介や、土地・建物に関する相談にも対応しています。

◇介護福祉事業（デイサービスセンターひまわり）

公的介護福祉事業として、高齢者が地域の中で自立した生活を営むため、デイサービスセンターひまわりを拠点に通所・訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与の各種事業に取り組み、高齢者福祉活動の充実に努めています。また、組合員の高齢化による高齢者福祉対策として、サービス付き高齢者向け賃貸住宅事業にも取り組んでいます。

◇子会社（株式会社 ジェイエイいとしま）

ＪＡ糸島の協同会社として、葬祭事業（やすらぎ）、店舗事業（Ａコープ）、燃料事業（ＳＳ）を行っています。

VI. 事業活動に関する事項

1. 農業振興活動

◆農業関係の持続的な取り組み

◇「農業所得増大」の取り組み

生産面では現地講習会や研修会等を行い、安全・安心・高品質な農産物生産に取り組みました。

生産コスト低減対策として、競合先の価格・品質調査を定期的に行うとともに、仕入先と協議を重ね、適正かつ弾力的な価格設定の実現に努めました。また、土壌分析による適正施肥診断を行い、過剰施肥防止による生産経費の削減に取り組みました。

販売面では、重点取引市場を中心としたトップセールスや販売促進に取り組むとともに、糸島市や関係機関と連携した青果物の輸出事業に取り組み、㊤ブランド品の販売強化に取り組みました。

さらに産直市場㊤伊都菜彩では、多様なニーズへの販売戦略として、ECサイトお取り寄せやふるさと納税(糸島市)謝礼品の商品提案、ギフトカタログ等による㊤ブランド農畜産物の販売拡大に取り組みました。

◇「農業生産の拡大」等の取り組み

生産基盤強化のため、関係機関と連携し、施設園芸の拡大に取り組みました。

また、生産履歴記帳の徹底（農業適正使用の遵守）とGAP（農業生産工程管理）の取り組み拡大による㊤ブランド力の向上を図りました。

◇園芸流通センターの効率的運用

園芸流通センターにおいて、福岡大同青果市場への個人出荷者の共同輸送を実施し、共同施設を活用した集出荷業務の拡大及び効率的な出荷体制の運用に取り組みました。

◇農業祭の開催、地産地消・食育の取り組み

①「ドリームフェスティバル 2024」を開催し、農畜産物、園芸資材の特売や食と農の体験コーナーなど、糸島の「食と農」の魅力を発信し、糸島の農産物やJA事業のアピールを実施しました。

②関係機関・関連部署と連携し、子ども食堂やフードパントリー（糸島市ひとり親世帯・九州大学生）に対して、複数回食材提供を行い、地域支援活動を行いました。

また、花卉については公共施設等へ装飾展示を行い、PRとともに地域住民の方に元気を届けました。

③キッズスクールによる収穫体験や料理教室等を通して、次の世代へ向けたJAファンづくりに取り組みました。

④地産地消運動を展開するため、食育研修センター「いきいき」において、焼肉のたれやピーマン味噌作り等の料理講習会を開催しました。

⑤JA糸島女性部は、食品ロス削減と食料支援を通じて食育活動を行っており、これらの取り組みが高く評価され「第4回JA都市農村交流優良活動事例表彰」において最優秀賞を受賞しました。

⑥JA糸島青年部は、消費者との交流イベント「きちゃんなっせい」による普通作専門部での稲刈り農業体験や2年ぶりとなる「第11回ちかっぱ糸島」を開催し、糸島産農産物PRと青年部のアピール等の「食」と「農」の大切さを感じてもらう食育活動に取り組みました。

◆地域密着型金融への取り組み

◇農業者等の経営支援に対する態勢整備

青色申告会の会員を対象に農業経営の簡易分析診断を実施し、農業経営強化のための支援活動に取り組みました。また、農業経営の改善を図りたい希望者に対して、関係団体と連携した個別面談や、税理士を招いた税務相談を実施しました。

◇農山漁村地域活性化のための融資をはじめとする支援

本店金融部に担い手金融リーダーを設置し、金融サービスの提供に努めました。

また、TAO（担い手へ出向く専任担当者）を設置し、訪問活動を通じた対話活動による有益な情報提供の実施のほか、多様な担い手の農業資金需要や各ニーズに対して迅速に対応しました。

2. 地域貢献情報

◆社会貢献活動（社会的責任）

◇環境問題への取り組み状況

環境問題への取り組みとして、地域の環境改善と資源の再利用を目的に、家庭から排出される生ごみを堆肥化し、土に還元する家庭用ダンボールコンポスト「すてんなな君」の販売に取り組んでおります。

◇年金相談会の開催

年金受給に関する様々な相談に対応するため、社会保険労務士やファイナンシャルプランナー（ＪＡ職員）による相談会を定期的に開催しています。

◇法務相談会・税務相談会の開催

顧問弁護士・税理士による法務相談会、税務相談会を定期的に開催し、組合員・利用者の方の相談対応に努めています。

◇学校給食への食材供給

糸島市内の栄養士や納入者との連携を図り、小学校１０校・中学校２校、支援学校１校への安定供給に努め、地場産率の向上に取り組んでいます。

◇環境美化活動

各支店の地域密着活動の中で、地域の方と協力し、河川敷の草刈りやゴミ拾い等の環境美化活動を行っています。

3. 情報提供活動

◆ＪＡファンづくりのための広報強化の取り組み

- ①広報誌「i t o s h i m a」を毎月発行し、組合員宅へ配布し、食と農に関する活動や、当ＪＡの動きなどをお知らせしています。そのほかにトピックスや税務・金融情報などのお役立ち情報を提供しています。
- ②全支店で定期的に「支店だより」を発行し、支店及び地域行事の情報発信に取り組んでいます。
- ③地域向けコミュニティ誌「糸島通信」を年２回、准組合員向け広報誌「糸島通信＋(プラス)」を年１回発行しており、その中で農産物や生産者を紹介し、糸島の農業に興味を抱いてもらえるような紙面づくりに努めています。
- ④インターネットホームページでは、組織概要や各事業の紹介や糸島の特産品の紹介のほか、直売所の情報など地域住民へ向けた様々なメニューを公開しております。また公式インスタグラムや公式ＬＩＮＥでは、糸島の農業や農畜産物、産直市場④伊都菜彩の入荷情報等、旬の情報を発信しています。

4. リスク管理の状況

◆リスク管理の体制

◇リスク管理の基本方針等

組合員・利用者みなさまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 内部統制基本方針に関する事項
- ② リスク管理態勢の整備、確立に関する事項
- ③ リスク管理関連の諸施策に関する事項
- ④ 債権管理に関する事項
- ⑤ その他目的達成に必要な事項

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

（１）信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、固定化債権取組具体策を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産の自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催し、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、ALM委員会の協議を経て理事会で決定した運用方針や運用計画などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

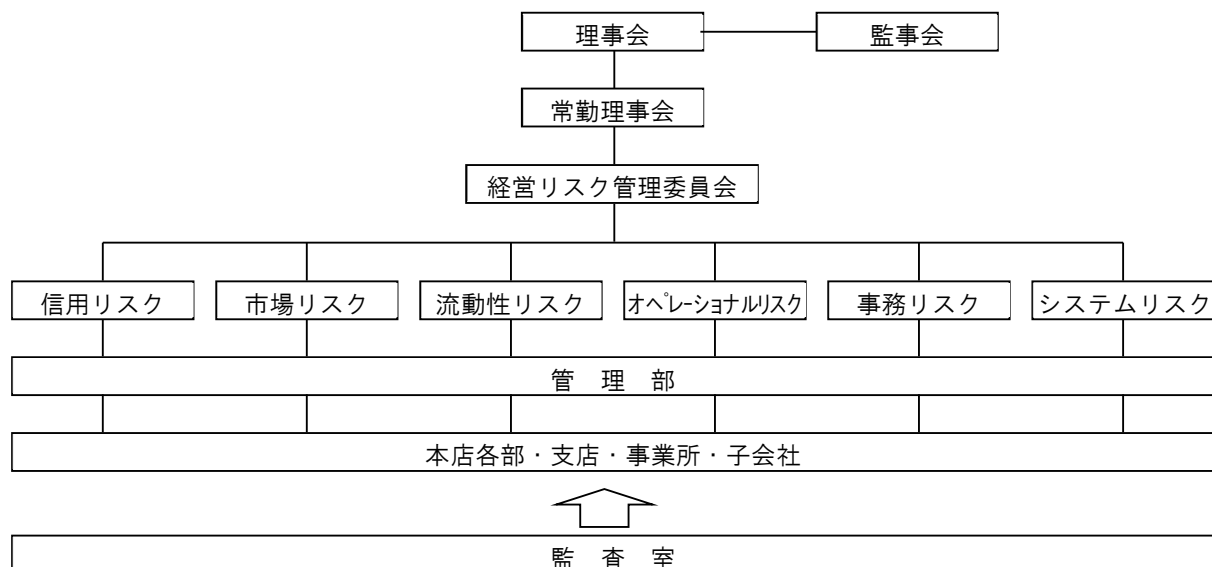
(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

◇リスク管理体制図



◆法令等遵守体制

◇コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

(1) 社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

(2) 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

(3) 法令やルール of 厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

(4) 反社会勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(5) 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

◇コンプライアンス運営態勢

(1) コンプライアンス委員会・責任者等の設置

組合のコンプライアンス態勢にかかる統括管理及び各種業務に関して、コンプライアンスの観点から広く検討・審議を行うための組織として、コンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。また、各部門・事業所等にコンプライアンス責任者及び担当者を設置し、営業拠点ごとのコンプライアンス態勢の指導・監督を実施するとともに、本店コンプライアンス統括部署による責任者等への指導・監督を実施しています。

(2) コンプライアンス・マニュアルの制定

コンプライアンスに関する基本方針・遵守すべき事項等を記載した手引書として、「コンプライアンス・マニュアル」を理事会の決議によって制定し、全役職員に周知徹底しています。

(3) コンプライアンス・プログラムの策定・実践

毎年度、コンプライアンスの実行計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、実効性のあるコンプライアンス施策の実践と進捗管理を行っています。

◇令和6年度の取り組み事項

(1) 個人情報の保護に関する体制整備

当組合では、個人情報の保護と適正な利用を図るため、個人情報保護統括管理者、部門管理者、統括責任者、部門責任者、責任者、担当者を選任しています。定期的にコンプライアンス責任者会議、同担当者会議を開催し、役割の明確化と機能強化に取り組みました。

(2) コンプライアンス研修会の実施

当組合では役員、管理者、担当者等の階層別研修会並びに、全職員を対象とした事業部門別研修会を実施しました。

このほか、各部署に配置していますコンプライアンス責任者及び担当者を中心とした職場ミーティングを通して、コンプライアンスを重視した職場風土づくりに取り組んでいます。

(3) 連続職場離脱を実施

当組合では、職員が職場を一時的に離れる方策（職場離脱）を執ることにより、内部牽制ひいては事故発生を未然に防止し、職場での法令遵守態勢の確立に寄与することを目的に連続職場離脱を実施しました。

◇令和7年度の取り組み事項

令和7年度のコンプライアンス・プログラム

○取組方針

当組合は、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、以下の基本方針に基づき、具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、実効性のあるコンプライアンスに真摯に取り組み、広く社会からの信頼の確立に取り組みます。

「コンプライアンス基本方針」

1. 社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

2. 組合員等のニーズに適合した質の良いサービスの促進

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の良いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

農業協同組合法の遵守や、独占禁止法に違反する行為や違反するおそれのある行為を行わないなど、関連する法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、誠実かつ公正な事業運営を行います。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

5. 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

○令和7年度を取組事項

I 基本的事項

1. 当組合及び子会社を含むJA糸島グループの内部管理態勢及び法令等遵守態勢を強化する。
2. 不祥事発生を未然に防止するための諸施策に積極的に取り組む。
3. 各種研修会・会議を通じて、コンプライアンス意識の醸成及びコンプライアンス違反を許さない職場風土を構築する。
4. コンプライアンスに係る取り組みが確実に実践できるよう、進捗管理を徹底する。

II 具体的取組事項

1. 経営層での取り組み

経営陣が法令等遵守と事務の堅確化が経営の最重要課題であることを全管理職へ向けて明確に発信するとともに、全体役職員研修会や内部会議等の機会において、全役職員へ向けて継続的に経営姿勢の発信を行い、法令等を遵守する組織風土の醸成を図ります。

- (1) 組合長・専務・常務は、年頭所感や総代会、全体職員研修等あらゆる機会をとらえ、コンプライアンスに対する積極的な取組姿勢を示し、コンプライアンス意識の高い職場風土を醸成するよう努める。
- (2) 理事は、業務遂行に際し、コンプライアンスの問題を常に意識し、規則に基づき公正、公平に断固とした態度で対応する。
- (3) 理事及び監事は、理事会・監事会、委員会等において、コンプライアンスにかかる諸問題の論議を行い、認識の共有化を図る。

2. 規程等の検証と必要な見直し

- (1) コンプライアンス態勢の充実・強化を図るため、関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務等に関する管理態勢を検証の上、必要に応じて再整備する。
- (2) 自主検査態勢の充実・強化及び事務堅確性の向上を図るため、自主検査チェックリストを検証の上、再整備する。
- (3) 法令等の改正に伴うコンプライアンス・マニュアルの見直し
法令等の改正があった場合には、コンプライアンス・マニュアルの内容見直しを行う。

3. 不祥事未然防止に向けた取り組み

(1) 実効性ある自主検査の実施

- ①自主検査実施者（各部署所属長）は、自部署の業務活動がコンプライアンスに準拠し、適正に遂行されているか、月次ごとに検査を実施するとともに、自部署の問題点を把握し、改善を行う。
- ②自主検査統括管理部署（管理部リスク管理課）及び改善指導部署（各部業務所管部署）は、各部署での自主検査による問題点や不備事項について、改善指導を行うことにより、組合の事務堅確性を向上させる。
- ③自主検査統括管理部署（管理部リスク管理課）は、自主検査項目に関するモニタリングを行うとともに、関係部署（各部業務所管部署及び監査室）と連携し、各部署自主検査の実地点検を実施する。
- ④自主検査統括管理部署（管理部リスク管理課）は、自主検査結果を踏まえ、定期的に自主検査チェックリストを見直すことにより、自主検査の実効性を確保し、形骸化を防止する。

(2) 連続職場離脱による内部牽制措置

- ①信用・共済事業に携わる職員、信用・共済事業以外の事業において金銭等を取り扱う職員（預り釣銭等の管理を除く）については、職員が自らの業務を一定期間（5 営業日連続）離れ、他の職員が業務を代行する連続職場離脱制度の運用により、業務が適正に実施されているか点検・確認する。
- ②連続職場離脱対象外の職員（信用・共済事業以外の事業において金銭等を取り扱わない職員、パート、アルバイト等）については、コンプライアンス責任者等によるコンプライアンス面談等の内部牽制措置を実施する。

(3) 人事ローテーションによる長期滞留者の解消

人事ローテーション実施要領に定める年数を超える長期滞留者については、定期異動を利用して、計画的な解消を図る。

(4) 現金取引に係る内部管理態勢の強化

現金管理態勢について、内部ルールに沿った業務遂行ができているか、管理部リスク管理課によるモニタリング及び監査室による内部監査を実施する。

(5) 職員行動管理の徹底

- ①管理職は「職員行動チェックリスト」「管理者行動チェックリスト」による点検を実施し、部下の行動管理を行う。
- ②全職員を対象に、「職員行動自主点検表」による点検を行い、自らの行動を振り返る機会を設ける。

(6) コンプライアンス意識の醸成

- ①職場ミーティング又は朝礼等において、経営理念や職員行為基準又はコンプライアンス基本方針の唱和を行う。
- ②各種会議・研修を通じて、コンプライアンス違反が発見された場合の報告ルートや不祥事を起こした場合の懲罰指針を周知するとともに、コンプライアンス違反を許さない職場風土の醸成を図る。

(7) 内部通報・ヘルプライン制度

- ①法令違反や組合内不正など、倫理や法令に抵触する行為を未然に防止もしくは早期発見し、これを是正することを目的に相談・通報窓口として、内部通報・ヘルプライン窓口を設置する。
- ②内部通報等については、管理部リスク管理課を担当部署とし、内部調査のほか、再発防止措置を講じるなどの適切な対応管理を行う。

【組合内窓口】

管理部 リスク管理課 TEL：092-322-2785／MAIL：risk-mgr@ja-itoshima.or.jp

窓口責任者：管理部長

窓口担当者：リスク管理課長

【組合外窓口】

全国JAヘルプライン（運営委託先：(株)インターナショナル・リエゾン）

TEL：03-6261-0270（平日9：30～17：30（年末年始を除く））

MAIL：z-jahelpine@sirius.ocn.ne.jp（年中無休、24 時間受付）

郵送：〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-1-1 平河町コート 301
(株)インターナショナル・リエゾン（全国ＪＡヘルプライン）

(8)「ＪＡグループ福岡 不祥事発生ゼロ強化特別運動」の実践

令和３年６月よりＪＡグループ福岡一体となって取り組んだ「ＪＡグループ福岡不祥事ゼロ強化特別運動」（令和３年６月１６日～令和７年３月３１日）は一定の成果を挙げたと判断して取組期間満了を以て終了とする。

次期３カ年では、ＪＡグループ福岡次期中期方針のとおり「ＪＡグループ福岡不祥事未然防止への取り組み」として、「不祥事発生ゼロ強化特別運動」で行ってきた項目を継続して実践する。

4. 個人情報保護法関係等

(1) 個人データの安全管理措置の適切な運用

個人データ取扱台帳の定期的な見直し
年１回（第４四半期に実施予定）

(2) 情報管理研修の開催

- ①管理者向け研修（責任者・担当国会議時に開催）
- ②各職場単位での情報管理研修（職場会議時等での開催）

5. 苦情等処理対応

(1) 苦情等対応記録簿の運用

①各職場においては、苦情等処理対応要領（苦情処理マニュアル）に基づき、組合員等からの苦情・相談等の情報をもれなく「苦情等対応記録簿」等に記入し、所属長を経由して、管理部リスク管理課に報告する。

②管理部リスク管理課は、各職場からの苦情・相談等の内容や対応策・改善すべき事項を取りまとめ、職場内に周知するとともに、コンプライアンス研修や職場内ミーティングを活用して、情報を共有化する。また、利用者対応が適切に行われているか、苦情等対応記録簿の記載等についてモニタリングを行う。

(2) 苦情等相談窓口への対応

組合員や地域利用者からの苦情・相談を真摯に受け止め、ＪＡバンク相談所・ＪＡ共済相談受付センターと連携して、適切な対応を行う。

6. コンプライアンスに係る研修計画

(1) コンプライアンスに係る研修を以下のとおり実施する。

研修内容	実施頻度	対象者
全体コンプライアンス研修	年１回	全職員
役員コンプライアンス研修	年１回	役員（理事及び監事）、子会社取締役
事業部門別コンプライアンス研修	年１回以上	全職員
コンプライアンス責任者研修	年１回以上	コンプライアンス責任者
コンプライアンス担当者研修	年１回以上	コンプライアンス担当者
新入職員研修（入組前研修）	年１回	次年度入組予定者
ＪＡコンプライアンス通信講座	３ヵ月	新任コンプライアンス担当者

※その他、ＪＡ福岡中央会主催の「ＪＡグループ福岡管理職基本研修会」に全管理職（スタッフ管理職を除く）を派遣する。（３カ年で１回受講）

(2) 各部署コンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者による職場内コンプライアンス研修を定期的に行うことにより、コンプライアンス意識の醸成を図る。

(3) 事業部門別コンプライアンス研修等を通じて、全役職員を対象に個人情報保護、インサイダー取引にかかる研修を実施する。

Ⅲ コンプライアンスに係る監査計画

1. 監査室は、被監査部署におけるコンプライアンス態勢について、関係法令や規程類等の遵守状況の検証及び内部管理態勢の適切性・有効性についての検証を行う。
2. 監査室は、被監査部署における問題点の発見にとどまらず、必要な改善・是正を求めることによりコンプライアンス態勢の向上に努める。
3. 具体的な監査項目及び監査実施時期については、内部監査計画による。

Ⅳ コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底と改善

1. コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底

管理部リスク管理課は、上記取り組み事項について各部門からの報告や各部門へのモニタリング等を通じて進捗管理を行うとともに、進捗状況を半期ごとに、コンプライアンス委員会及び理事会に報告し、組織全体でコンプライアンス・プログラムの履行・達成状況を確認する。

2. コンプライアンス・プログラムの見直し

自主検査の結果やコンプライアンス統括部署によるモニタリング、内部監査・監事監査結果や監査機構監査・行政検査結果等を踏まえ、年度途中で新たな対策や既に取り組んでいる事項の大幅な見直しが必要となった場合には、適宜、コンプライアンス・プログラムの見直し・改善を行う。

Ⅴ 実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までを実施期間とする。

◆金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）やＪＡ共済相談受付センター（電話：0120-536-093）とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口（電話：092-322-2785 月～金 8時45分～17時）※営業日のみ
ＪＡバンクに関するご相談は・・・本店金融部 金融推進課（電話：092-322-2766）
ＪＡ共済に関するご相談は・・・本店金融部 共済課（電話：092-322-3313）
その他ＪＡ系島へのご相談は・・・本店管理部 リスク管理課（電話：092-322-2785）

②紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館（電話：092-791-1840）
福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）
福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター <https://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

◆金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や該当商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◆個人情報の取扱い方針

◇個人情報保護方針

「個人情報保護方針」

糸島農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

◇情報セキュリティ基本方針

「情報セキュリティ基本方針」

糸島農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◆内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

5. 自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和７年３月末における自己資本比率は、21.32%となりました。

◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	糸島農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,152 百万円（前年度 2,183 百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

令和６年度末の出資金額は、対前年度より 30,905 千円減の 2,152,653 千円となっています。

Ⅶ. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況

◆貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額	
	令和5年度末	令和6年度末
資産の部		
1.信用事業資産	129,319,280	130,331,748
1)現金	858,222	749,600
2)預金	109,269,683	110,281,598
①系統預金	109,269,345	110,281,372
②系統外預金	337	226
3)有価証券	2,985,490	3,325,940
①国債	86,930	78,550
②地方債	2,029,950	2,421,430
③社債	868,610	825,960
4)貸出金	16,126,874	15,857,277
5)その他の信用事業資産	84,965	122,907
①未収収益	59,871	99,844
②その他の資産	25,093	23,063
6)信用貸倒引当金	▲ 5,953	▲ 5,576
2.共済事業資産	5,865	4,693
3.経済事業資産	2,764,776	2,627,513
1)経済事業未収金	690,229	668,741
2)経済受託債権	777,458	709,166
3)棚卸資産	405,243	393,651
①購買品	389,272	374,628
②その他棚卸資産	15,971	19,023
4)その他の経済事業資産	982,103	964,101
5)経済貸倒引当金	▲ 90,258	▲ 108,147
4.雑資産	928,584	867,484
5.固定資産	8,321,247	8,265,931
1)有形固定資産	8,308,789	8,255,499
①建物	5,004,287	5,030,355
②機械装置	2,811,142	2,874,215
③土地	7,063,704	7,063,617
④その他の有形固定資産	2,026,054	2,066,649
⑤減価償却累計額	▲ 8,596,399	▲ 8,779,338
2)無形固定資産	12,458	10,432
6.外部出資	4,391,141	4,391,191
1)系統出資	4,187,991	4,188,041
2)系統外出資	123,150	123,150
3)子会社等出資	80,000	80,000
7.繰延税金資産	351,930	286,994
資産の部合計	146,082,826	146,775,555
負債の部		
1.信用事業負債	127,856,923	128,891,135
1)貯金	127,211,071	128,761,883
2)借入金	4,780	2,127
3)その他の信用事業負債	641,072	127,125
①未払費用	12,584	42,582
②その他の負債	628,487	84,542
2.共済事業負債	313,091	318,733
1)共済資金	143,515	154,253
2)未経過共済付加収入	168,006	163,402
3)共済未払費用	1,570	1,077
3.経済事業負債	1,203,432	1,060,584
1)経済事業未払金	283,886	260,821
2)経済受託債務	815,628	696,355
3)その他の経済事業負債	103,916	103,407
4.雑負債	295,958	398,269
1)未払法人税等	17,000	3,000
2)その他の負債	278,958	395,269
5.諸引当金	1,193,670	967,265
1)賞与引当金	89,442	88,457
2)退職給付引当金	892,255	685,081
3)役員退職慰労引当金	28,839	36,535
4)特例業務負担金引当金	183,132	157,190
6.再評価に係る繰延税金負債	1,607,315	1,647,933
負債の部合計	132,470,392	133,283,920
純資産の部		
1.組合員資本	9,704,528	9,783,965
1)出資金	2,183,558	2,152,653
2)利益剰余金	7,538,840	7,670,063
①利益準備金	3,187,000	3,207,000
②その他利益剰余金	4,351,840	4,463,063
営農指導事業強化積立金	410,000	410,000
経済事業基盤強化積立金	410,000	410,000
信用事業基盤強化積立金	621,000	621,000
教育積立金	285,000	285,000
有価証券運用強化積立金	197,000	200,000
固定資産減損積立金	262,000	450,000
施設管理対策等積立金	500,000	600,000
環境変化支援対策積立金	60,000	60,000
特別積立金	1,218,427	1,218,427
当期末処分剰余金	388,413	208,636
(うち当期剰余金)	(93,983)	(152,599)
3)処分未済持分	▲ 17,870	▲ 38,751
2.評価・換算差額等	3,907,906	3,707,669
1)その他有価証券評価差額金	▲ 13,784	▲ 173,403
2)土地再評価差額金	3,921,690	3,881,072
純資産の部合計	13,612,434	13,491,635
負債および純資産の部合計	146,082,826	146,775,555

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

◆損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度
1.事業総利益	2,630,550	2,464,528
事業収益	6,224,800	6,031,504
事業費用	3,594,249	3,566,976
1)信用事業収益	829,159	885,357
資金運用収益	764,890	805,815
(うち預金利息)	(458,995)	(498,285)
(うち有価証券利息)	(32,483)	(36,649)
(うち貸出金利息)	(201,828)	(190,943)
(うちその他受入利息)	(71,583)	(79,937)
役務取引等収益	35,981	42,086
その他経常収益	28,287	37,455
2)信用事業費用	84,239	157,123
資金調達費用	18,274	82,330
(うち貯金利息)	(18,182)	(82,168)
(うち給付補填備金繰入)	(49)	(68)
(うち借入金利息)	(42)	(94)
役務取引等費用	10,837	16,665
その他経常費用	55,127	58,126
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 531)	(▲ 377)
信用事業総利益	744,920	728,233
3)共済事業収益	558,172	530,138
共済付加収入	532,478	499,613
その他の収益	25,693	30,525
4)共済事業費用	29,089	26,749
共済推進費	19,719	17,762
共済保全費	8,344	7,980
その他の費用	1,026	1,007
共済事業総利益	529,082	503,389
5)購買事業収益	3,091,590	2,898,197
購買品供給高	3,029,977	2,828,870
購買手数料	10,612	14,256
修理サービス料	18,418	21,758
その他の収益	32,581	33,311
6)購買事業費用	2,586,435	2,469,683
購買品供給原価	2,521,359	2,396,988
購買品供給費	51,646	45,511
修理サービス費	7,660	9,846
その他の費用	5,769	17,337
(うち貸倒引当金繰入額)	(5,769)	(17,337)
購買事業総利益	505,155	428,514
7)販売事業収益	1,231,843	1,224,330
販売品販売高	411,944	392,601
販売手数料	684,609	697,589
その他の収益	135,289	134,139
8)販売事業費用	674,638	666,482
販売品販売原価	307,524	278,045
販売費	226,341	249,499
その他の費用	140,773	138,937
(うち貸倒引当金繰入額)	(179)	(436)
販売事業総利益	557,205	557,848
9)保管事業収益	4,623	2,217
10)保管事業費用	3,603	3,767
保管事業総損失	1,020	1,550
11)加工事業収益	50,201	81,138
12)加工事業費用	46,310	75,345
加工事業総利益	3,890	5,793

科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度
13)利用事業収益	92,481	84,040
14)利用事業費用	62,611	51,964
利用事業総利益	29,869	32,075
15)カントリー事業収益	233,995	200,778
16)カントリー事業費用	75,400	84,041
カントリー事業総利益	158,594	116,736
17)農地利用調整事業収益	1,017	830
18)農地利用調整事業費用	30	9
農地利用調整事業総利益	986	820
19)その他事業収益	140,821	145,940
20)その他事業費用	29,259	34,161
その他事業総利益	111,561	111,778
21)農業経営事業収益	6,934	4,245
22)農業経営事業費用	1,652	1,132
農業経営事業総利益	5,282	3,112
23)指導事業収入	34,791	26,563
24)指導事業支出	51,809	48,787
指導事業収支差額	▲ 17,018	▲ 22,224
2.事業管理費	2,491,159	2,410,227
1)人件費	1,819,241	1,715,406
2)業務費	202,373	223,236
3)諸税負担金	69,692	73,089
4)施設費	392,811	390,375
5)その他事業管理費	7,040	8,119
事業利益	139,391	54,300
3.事業外収益	243,851	244,633
1)受取雑利息	213	106
2)受取出資配当金	59,555	59,248
3)賃貸料	172,284	171,483
4)雑収入	11,798	13,794
4.事業外費用	67,414	76,937
1)支払雑利息	0	1
2)寄付金	—	—
3)賃貸等費用	63,866	76,787
4)雑損失	3,547	148
経常利益	315,828	221,997
5.特別利益	39,418	22,036
1)固定資産処分益	—	—
2)一般補助金	39,418	22,036
3)その他の特別利益	—	—
6.特別損失	218,327	24,246
1)固定資産処分損	0	770
2)固定資産圧縮損	39,418	22,036
3)リース資産圧縮損	—	—
4)減損損失	178,909	1,440
税引前当期利益	136,918	219,786
法人税、住民税及び事業税	28,201	2,250
法人税等調整額	14,733	64,936
法人税等合計	42,935	67,187
当期剰余金	93,983	152,599
当期首繰越剰余金	50,627	56,037
土地再評価差額金取崩額	65,802	0
固定資産減損積立金取崩額	178,000	0
環境変化支援対策積立金取崩額	—	—
当期未処分剰余金	388,413	208,636

(注) 1. 金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

2. 農業協同組合施行規則の改正に伴い、各事業の収益および費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しています。

◆注記表

○令和５年度【令和５年４月１日～令和６年３月３１日】

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(１) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
子 会 社 株 式	移動平均法による原価法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

(２) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品）	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
農機具	個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として、最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

(１) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(２) 無形固定資産

定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(１) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しております。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(２) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しております。

(３) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理することとしております。

(４) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(５) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当期末現在における令和 14 年 3 月までの実負担見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(3) 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、みそ等の加工食品を製造して販売する事業であり、当組合は、利用者との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(4) 利用事業

育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は、利用者等との契約に基づき、役務提供の義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) カントリー事業

カントリーエレベーター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は、利用者等との契約に基づき、役務提供の義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に収刈りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談、研修、経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供の義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(7) その他事業

保管事業、介護福祉事業、宅地等供給事業、農地利用調整事業、農業経営事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供の義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業利益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を控除した金額を記載しております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 376,444,675 円※

※繰延税金負債と相殺前の総額を記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っております。

課税所得の見積額については、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 178,909,360 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,753,150,371 円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建 物	(圧縮記帳累計額) 429,685,753 円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額) 7,748,860 円
(種類) 構 築 物	(圧縮記帳累計額) 12,260,313 円
(種類) 機 械 装 置	(圧縮記帳累計額) 1,288,947,882 円
(種類) 器 具 備 品	(圧縮記帳累計額) 14,507,563 円

2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預 金	(金額) 5,000,000,000 円
----------	----------------------

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

・子会社等に対する金銭債権の総額	(金額) 1,466,922 円
・子会社等に対する金銭債務の総額	(金額) 572,045,695 円

4. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額) 223,658,082 円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額) 0 円

5. 債権のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は 247,977,669 円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：円）

種 類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	33,318,838
危 険 債 権	214,372,152
三月以上延滞債権	286,679
貸出条件緩和債権	0
合 計	247,977,669

注 1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注 2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが出来ない可能性が高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）をいう。

注 3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金（注 1 及び注 2 に掲げるものを除く。）をいう。

注 4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注 1 から注 3 までに掲げるものを除く。）をいう。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っております。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりです。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成 11 年 3 月 31 日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額
2,249,619,909 円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

・子会社等との取引による収益総額	(金額) 74,178,134 円
うち事業取引高	(金額) 22,589,943 円
うち事業取引以外の取引高	(金額) 51,588,191 円
・子会社等との取引による費用総額	(金額) 27,421,977 円
うち事業取引高	(金額) 27,421,977 円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としております。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
怡土支店	営業用店舗	建物、構築物、 建物付属設備、 土地、器具備品、 無形固定資産	
西部支店	営業用店舗	建物、構築物、 建物付属設備、 土地、器具備品、 機械装置、 無形固定資産	
福吉支店	営業用店舗	建物付属設備、 機械装置	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

福吉支店、怡土支店、西部支店については当該店舗の営業収支が減少し、赤字になると見込まれると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

怡土支店 94,637,273 円（建物 7,755,019 円、建物附属設備 4,697,542 円、構築物 1,064,088 円、
土地 78,614,702 円、器具・備品 2,448,948 円、無形固定資産 56,974 円）

西部支店	83,202,809 円 (建物 28,569,438 円、建物附属設備 2,861,694 円、構築物 116,598 円、 土地 46,795,780 円、器具・備品 3,567,888 円、機械装置 1,260,269 円、 無形固定資産 31,142 円)
福吉支店	1,069,278 円 (建物附属設備 334,279 円、機械装置 734,999 円)

合 計	178,909,360 円 (建物 36,324,457 円、建物附属設備 7,893,515 円、構築物 1,180,686 円、 土地 125,410,482 円、器具・備品 6,016,836 円、機械装置 1,995,268 円、 無形固定資産 88,116 円)
-----	--

(4) 回収可能価額の算定方法

怡土支店、西部支店、福吉支店の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、有価証券による運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しております。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理室を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しております。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が53,452,063円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	109,269,683,309	109,204,284,637	▲65,398,672
有価証券			
その他有価証券	2,985,490,000	2,985,490,000	0
貸出金	16,126,874,385		
貸倒引当金（＊１）	▲5,953,944		
貸倒引当金控除後	16,120,920,441	16,418,894,997	297,974,556
資 産 計	128,376,093,750	128,608,669,634	232,575,884
貯 金	127,211,071,488	127,141,818,717	▲69,252,771
負 債 計	127,211,071,488	127,141,818,717	▲69,252,771

＊１：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や公社団債については、公表された相場価格を用いております。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっております。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

(3) 市場価格のない株式 等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,391,141,001

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	109,269,683,309	0	0	0	0	0
有価証券 ・ 其他有価証券 のうち満期があるもの	0	100,000,000	600,000,000	300,000,000	400,000,000	1,600,000,000
貸出金	2,006,518,754	1,178,085,905	1,052,925,681	929,085,877	842,031,988	10,073,614,799
合 計	111,276,202,063	1,278,085,905	1,652,925,681	1,229,085,877	1,242,031,988	11,673,614,799

注1：貸出金のうち、当座貸越329,970,500円については「1年以内」に含めております。また期限のない場合は「5年超」に含めております。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等44,611,381円は償還の予定が見込まれていないため含めておりません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	121,727,036,415	2,425,810,331	2,651,681,114	230,876,444	175,667,184	0
合 計	121,727,036,415	2,425,810,331	2,651,681,114	230,876,444	175,667,184	0

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位：円)

			取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	債券	地 方 債	1,599,861,046	1,648,070,000	48,208,954
		社 債	500,000,000	515,660,000	15,660,000
小 計			2,099,861,046	2,163,730,000	63,868,954
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	債券	国 債	99,921,250	86,930,000	▲12,991,250
		地 方 債	400,000,000	381,880,000	▲18,120,000
		社 債	399,492,297	352,950,000	▲46,542,297
小 計			899,413,547	821,760,000	▲77,653,547
合 計			2,999,274,593	2,985,490,000	▲13,784,593

なお、上記差額は「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。また、この制度に加え、同規程に基づき、退職給付の一部にあてるため、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しております。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,931,228,571 円
勤務費用	82,709,852 円
利息費用	7,540,815 円
数理計算上の差異の発生額	▲58,720,918 円
退職給付の支払額	▲182,029,465 円
期末における退職給付債務	1,780,728,855 円

3. 退職共済会積立額の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職共済会積立額	922,496,870 円
期待運用収益	9,686,217 円
数理計算上の差異の発生額	180,042 円
特定退職金共済制度への拠出金	59,106,000 円
退職給付の支払額	▲102,995,781 円
期末における退職共済会積立額	888,473,348 円

4. 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,780,728,855 円
特定退職金共済制度	▲888,473,348 円
未積立退職給付債務	892,255,507 円
退職給付引当金	892,255,507 円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	82,709,852 円
利息費用	7,540,815 円
期待運用収益	▲9,686,217 円
数理計算上の差異の費用処理額	▲58,900,960 円
合計	21,663,490 円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

年金保険投資	97.7%
現金及び預金	2.3%
合計	100.0%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.050%
期待運用収益率	1.05%

注1：割引率については、複数の割引率を使用しているため、イールドカーブ等価アプローチによる単一の加重平均割引率を記載しております。

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,843,216円を含めて計上しております。

なお、同組合から示された当期末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、181,754,000円となっております。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産

退職給付引当金	247,154,775 円
建物等資産（減損分）	90,404,102 円
特例業務負担金引当金	50,727,696 円
賞与引当金	24,775,587 円
土地（減損分）	17,163,992 円
貸倒引当金	12,691,983 円
未払賞与	11,155,122 円
役員退職慰労引当金	7,988,669 円
その他有価証券評価差額金	3,818,332 円
その他	21,847,706 円
繰延税金資産小計	487,727,964 円
評価性引当額	▲ 111,283,289 円
繰延税金資産合計（A）	376,444,675 円

○繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	▲ 24,513,946 円
繰延税金負債合計（B）	▲ 24,513,946 円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 351,930,729 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として貸借対照表に表示しております。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.81%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲6.17%
住民税均等割等	1.70%
評価性引当額の増減	10.34%
法人税額の特別控除	▲2.91%
その他	▲1.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.36%

Ⅸ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、糸島市その他の地域において、賃貸等施設を所有しております。

また、令和6年3月期における当該賃貸等施設に関する賃貸損益は次のとおりです。

（単位：円）

用 途	収 益	費 用	損 益
賃貸等施設	172,284,452	63,866,724	108,417,728

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等施設の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

（単位：円）

用 途	貸借対照表計上額			当期末の時価
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等施設	2,671,068,765	▲12,733,802	2,658,334,963	3,261,296,966

注1：貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2：当期増減額のうち、主な減少額は減価償却によるものです。

注3：当期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

X. 収益認識に関する注記

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

○令和6年度【令和6年4月1日～令和7年3月31日】

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
子 会 社 株 式	移動平均法による原価法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品）	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
農機具	個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として、最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しております。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しております。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当期末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- (1) 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (2) 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (3) 加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料に、みそ等の加工食品を製造して販売する事業であり、当組合は、利用者との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (4) 利用事業
育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (5) カントリー事業
カントリーエレベーター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に収刈りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (6) 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談、研修、経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (7) その他事業
保管事業、介護福祉事業、宅地等供給事業、農地利用調整事業、農業経営事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業利益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を控除した金額を記載しております。
- (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 312,127,511 円※

※繰延税金負債と相殺前の総額を記載しております。

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っております。

課税所得の見積額については、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 1,440,440 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,753,150,371 円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建 物	(圧縮記帳累計額) 429,685,753 円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額) 7,748,860 円
(種類) 構 築 物	(圧縮記帳累計額) 12,260,313 円
(種類) 機 械 装 置	(圧縮記帳累計額) 1,288,947,882 円
(種類) 器 具 備 品	(圧縮記帳累計額) 14,507,563 円

2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預 金	(金額) 5,000,000,000 円
----------	----------------------

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

・子会社等に対する金銭債権の総額	(金額) 3,103,832 円
・子会社等に対する金銭債務の総額	(金額) 565,158,350 円

4. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額) 216,540,188 円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額) 0 円

5. 債権のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は 213,614,438 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	19,510,739
危 険 債 権	193,817,020
三月以上延滞債権	286,679
貸出条件緩和債権	0
合 計	213,614,438

注 1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注 2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが出来ない可能性が高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）をいう。

注 3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金（注 1 及び注 2 に掲げるものを除く。）をいう。

注 4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注 1 から注 3 までに掲げるものを除く。）をいう。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っております。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりです。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成 11 年 3 月 31 日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額
2,249,619,909 円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

・子会社等との取引による収益総額	(金額) 87,049,194 円
うち事業取引高	(金額) 35,465,894 円
うち事業取引以外の取引高	(金額) 51,583,300 円
・子会社等との取引による費用総額	(金額) 24,002,785 円
うち事業取引高	(金額) 24,002,785 円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としております。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
旧長糸支店跡	遊休資産	器具備品	業務外固定資産
上罐子土地	遊休資産	土地、構築物	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

旧長糸支店跡及び上罐子土地の資産は遊休資産として早期処分対象であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧長糸支店跡	453,231 円（器具備品 453,231 円）
上罐子土地	987,209 円（土地 87,210 円、構築物 899,999 円）
合 計	1,440,440 円（器具備品 453,231 円、土地 87,210 円、構築物 899,999 円）

(4) 回収可能価額の算定方法

旧長糸支店跡、上罐子土地の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しております。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理室を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しております。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,303,493円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	110,281,598,595	110,023,790,790	▲257,807,805
有価証券			
その他有価証券	3,325,940,000	3,325,940,000	0
貸出金	15,857,277,301		
貸倒引当金（※1）	▲5,576,494		
貸倒引当金控除後	15,851,700,807	15,915,953,741	64,252,934
資 産 計	129,459,239,402	129,265,684,531	▲193,554,871
貯 金	128,761,883,309	128,482,024,620	▲279,858,689
負 債 計	128,761,883,309	128,482,024,620	▲279,858,689

※1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や公社団債については、公表された相場価格を用いております。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっております。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

(3) 市場価格のない株式 等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,391,191,001

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	110,281,598,595	0	0	0	0	0
有価証券 ・ 其他有価証券 のうち満期があ るもの	100,000,000	600,000,000	300,000,000	400,000,000	500,000,000	1,600,000,000
貸出金	1,873,784,422	1,151,420,152	1,026,118,566	937,529,668	840,754,700	9,989,967,684
合 計	112,255,383,017	1,751,420,152	1,326,118,566	1,337,529,668	1,340,754,700	11,589,967,684

注1：貸出金のうち、当座貸越322,254,583円については「1年以内」に含めております。また期限のない場合は「5年超」に含めております。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等37,702,109円は償還の予定が見込まれていないため含めておりません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	121,505,720,214	2,465,043,815	3,687,245,327	174,714,358	929,159,595	0
合 計	121,505,720,214	2,465,043,815	3,687,245,327	174,714,358	929,159,595	0

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位：円)

			取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	債券	地 方 債	899,963,285	908,070,000	8,106,715
		社 債	500,000,000	503,040,000	3,040,000
小 計			1,399,963,285	1,411,110,000	11,146,715
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	債券	国 債	99,925,749	78,550,000	▲21,375,749
		地 方 債	1,599,932,070	1,513,360,000	▲86,572,070
		社 債	399,522,016	322,920,000	▲76,602,016
小 計			2,099,379,835	1,914,830,000	▲184,549,835
合 計			3,499,343,120	3,325,940,000	▲173,403,120

なお、上記差額は「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。また、この制度に加え、同規程に基づき、退職給付の一部にあてるため、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しております。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,780,728,855 円
勤務費用	72,467,055 円
利息費用	10,989,260 円
数理計算上の差異の発生額	▲98,205,518 円
退職給付の支払額	▲280,335,638 円
期末における退職給付債務	1,485,644,014 円

3. 退職共済会積立額の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職共済会積立額	888,473,348 円
期待運用収益	9,328,970 円
数理計算上の差異の発生額	291,181 円
特定退職金共済制度への拠出金	55,722,000 円
退職給付の支払額	▲153,253,406 円
期末における退職共済会積立額	800,562,093 円

4. 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,485,644,014 円
特定退職金共済制度	▲800,562,093 円
未積立退職給付債務	685,081,921 円
退職給付引当金	685,081,921 円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	72,467,055 円
利息費用	10,989,260 円
期待運用収益	▲9,328,970 円
数理計算上の差異の費用処理額	▲98,496,699 円
合計	▲24,369,354 円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

年金保険投資	94.4%
現金及び預金	5.6%
合計	100.0%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.66%
期待運用収益率	1.05%

注1：割引率については、複数の割引率を使用しているため、イールドカーブ等価アプローチによる単一の加重平均割引率を記載しております。

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,361,037円を含めて計上しております。

なお、同組合から示された当期末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、159,354,000円となっております。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産

退職給付引当金	194,340,905 円
建物等資産（減損分）	86,594,447 円
特例業務負担金引当金	44,484,971 円
賞与引当金	24,502,681 円
貸倒引当金	17,695,857 円
土地（減損分）	17,622,507 円
税務上の繰越欠損金	11,468,840 円
未払賞与	10,907,706 円
その他有価証券評価差額金	49,246,486 円
その他	30,466,156 円
繰延税金資産小計	487,330,556 円
評価性引当額	▲ 175,203,045 円
繰延税金資産合計（A）	312,127,511 円

○繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	▲ 25,133,432 円
繰延税金負債合計（B）	▲ 25,133,432 円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 286,994,079 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として貸借対照表に表示しております。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.97%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲3.82%
住民税均等割等	1.06%
評価性引当額の増減	8.42%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	▲3.72%
過年度法人税等戻入	▲0.34%
その他	0.30%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.57%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5,060,967円増加し、法人税等調整額は同額減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は40,618,032円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

Ⅸ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、糸島市その他の地域において、賃貸等施設を所有しております。

また、令和7年3月期における当該賃貸等施設に関する賃貸損益は次のとおりです。

（単位：円）

用 途	収 益	費 用	損 益
賃貸等施設	171,483,783	76,787,035	94,696,748

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等施設の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：円)

用 途	貸借対照表計上額			当期末の時価
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等施設	2, 658, 334, 963	▲2, 587, 429	2, 655, 747, 534	3, 261, 296, 966

注1：貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2：当期増減額のうち、主な減少額は減価償却によるものです。

注3：当期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

X. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

◆ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	388,413	208,636
2. 任意積立金取崩額	178,000	—
固定資産減損積立金	178,000	—
3. 剰余金処分類	332,375	152,060
(1) 利益準備金への繰入	20,000	31,000
(2) 任意積立金の積立	291,000	100,000
固定資産減損積立金	188,000	—
施設管理対策等積立金	100,000	100,000
有価証券運用強化積立金	3,000	—
(3) 出資に対する配当金	21,375	21,060
4. 次期繰越剰余金	56,037	56,575

2. 会計監査人の監査

令和5年度（2023年度）及び令和6年度（2024年度）の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

3. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	6,367	6,028	6,228	6,224	6,031
信用事業収益	801	805	819	829	885
共済事業収益	685	661	614	558	530
農業関連事業収益	4,327	4,041	4,277	4,323	4,122
その他事業収益	595	566	569	559	545
経常利益	333	285	269	315	221
当期剰余金（損失金）	270	187	190	93	152
出資金 （出資口数）	2,133 (2,133,514)	2,174 (2,174,433)	2,183 (2,183,869)	2,183 (2,183,558)	2,152 (2,152,653)
純資産額	13,318	13,461	13,590	13,612	13,491
総資産額	131,126	134,681	136,777	146,082	146,775
貯金等残高	112,692	116,211	118,270	127,211	128,761
貸出金残高	16,750	16,743	16,393	16,126	15,857
有価証券残高	2,360	2,612	2,748	2,985	3,325
剰余金配当金額	20	21	21	21	21
出資配当額	20	21	21	21	21
事業利用分量配当額	0	0	0	0	0
職員数	347	340	314	302	288
単体自己資本比率	19.08%	18.66%	18.42%	19.04%	21.32%

注)

1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

4. 利益総括表

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	746	723
役務取引等収支	25	25
その他信用事業収支	▲26	▲20
信用事業粗利益	744	728
信用事業粗利益率	0.59%	0.57%
事業粗利益	2,630	2,464
事業粗利益率	1.80%	1.67%
事業純益	178	93
実質事業純益	179	93
コア事業純益	179	93
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	179	93

注) 1. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100

5. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	126,287	764	0.61	127,557	805	0.63
うち預金	106,784	530	0.50	108,210	578	0.53
うち貸出金	16,632	201	1.21	16,049	190	1.19
うち有価証券	2,870	32	1.13	3,297	36	1.11
資金調達勘定	124,846	18	0.01	126,586	82	0.07
うち貯金・定期積金	124,839	18	0.01	126,577	82	0.06
うち借入金	6	0	0.65	8	0	1.07
総資金利ざや	—	—	0.18	—	—	0.18

注) 1. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積立金＋借入金）平均残高

2. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

6. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	6	40
うち預金	2	47
うち貸出金	1	▲10
うち有価証券	2	4
支払利息	▲1	64
うち貯金・定期積金	▲1	64
うち借入金	0	0
差引（受取利息－支払利息）	8	▲23

注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

7. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、49 ページの「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照ください。

◆自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,683	9,762
うち、出資金及び資本準備金の額	2,183	2,152
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	7,538	7,670
うち、外部流出予定額 (△)	(▲) 21	(▲) 21
うち、上記以外に該当するものの額	▲17	▲38
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8	8
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	8	8
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,691	9,771
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	12	10
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	12	10
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	12	10
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,679	9,761
信用リスク・アセットの額の合計額	45,894	44,513
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		1,269
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,936	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	0	
うち、上記以外に該当するものの額	0	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		0
勘定間の振替分		0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,936	1,269
信用リスク・アセット調整額	0	
フロア調整額		0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	50,830	45,783
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	19.04%	21.32%

注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する I L Mについては、2024 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき、「1」を使用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、J Aバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』のことで。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことで。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことで。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことで。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことで。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことで。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことで。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築越コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことで。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新B I S規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことで。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I / O ストリップス	信用補完機能を持つ I / O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることで。
上下 200 ベーシスポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%（0.01%が1ベーシスポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことで。
1 パーセンタイル値・99 パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法のことで。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、金融庁や行政等が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

◆自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和5年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	現金	858	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	99	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
	国際決済銀行等向け	0	0	0
	我が国の地方公共団体向け	2,006	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0
	国際開発銀行向け	0	0	0
	地方公共団体金融機関向け	100	10	0
	我が国の政府関係機関向け	400	40	1
	地方三公社向け	100	0	0
	金融機関及び第一種金融商品取引業者 向け	109,270	21,854	874
	法人等向け	413	125	5
	中小企業等向け及び個人向け	1,188	497	19
	抵当権付住宅ローン	2,397	832	33
	不動産取得等事業向け	4,152	4,107	164
	三月以上延滞等	49	55	2
	取立未済手形	22	4	0
	信用保証協会等保証付	6,330	621	24
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	0	0	0
	共済総款貸付	0	0	0
	出資等	601	601	24
	（うち出資等のエクスポージャー）	601	601	24
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	0	0	0
	上記以外	11,629	17,144	685
	（うち他の金融機関等の対象資 本等調達手段のうち対象普通出 資等及びその他外部T L A C 関 連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー）	0	0	0
	（うち農林中央金庫又は農業協 同組合連合会の対象普通出資等 に係るエクスポージャー）	3,789	9,475	379
	（うち特定項目のうち調整項目 に算入されない部分に係るエク スポージャー）	0	0	0
	（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有して いる他の金融機関等に係るその 他外部T L A C 関連調達手段に 関するエクスポージャー）	0	0	0
	（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有して いない他の金融機関等に係るそ の他外部T L A C 関連調達手段 に係る5%基準額を上回る部分 に係るエクスポージャー）	0	0	0

	(うち上記以外のエクスポージャー)	8,163	8,041	321
	証券化	0	0	0
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC適用分)	—	—	—
	再証券化	0	0	0
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	0	0
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	0	0
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	139,708	45,894	1,835
	CVAリスク相当額÷8%	—	0	0
	中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0
	合計(信用リスク・アセットの額)	139,708	45,894	1,835

注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
4,936	197	1,269	50
		BI	BIC
		846	101

注)

1. 2023年度のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計算手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する

所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 [2024 年度] 単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	749		
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	99		
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け	2,508		
	外国の中央政府等以外の公共部門向け			
	国際開発銀行向け			
	地方公共団体金融機構向け	100	10	0
	我が国の政府関係機関向け	400	40	1
	地方三公社向け	100	0	0
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	110,312	22,062	882
	（うち第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け）			
	カバード・ボンド向け			
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	337	97	3
	（うち特定貸付債権向け）			
	中堅中小企業等向け及び個人向け	1,960	1,004	40
	（うちトランザクター向け）	18	8	0
	不動産関連向け	7,680	3,453	138
	（うち自己居住用不動産等向け）	2,257	666	26
	（うち賃貸用不動産向け）	5,422	2,786	111
	（うち事業用不動産関連向け）			
	（うちその他不動産関連向け）			
	（うち ADC 向け）			
	劣後債券及びその他資本性証券等			
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向け を除く。）	288	247	9
	自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	36	36	1
	取立未済手形	21	4	0
	信用保証協会等による保証付	6,120	599	23
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付			
	株式等	601	601	24
	共済約款貸付			
	上記以外	10,226	16,357	654

	(うち重要な出資のエクスポージャー)			
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)			
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	3,789	9,474	378
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	299	749	29
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)			
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)			
	(うち上記以外のエクスポージャー)	6,136	6,133	245
	証券化			
	(うち STC 要件適用分)			
	(短期 STC 要件適用分)			
	(うち不良債権証券化適用分)			
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)			
	再証券化			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
	(うちルックスルー方式)			
	(うちマンドート方式)			
	(うち蓋然性方式 250%)			
	(うち蓋然性方式 400%)			
	(うちフォールバック方式)			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	141,543	44,513	1,780
	CVA リスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)			
	中央清算期間関連エクスポージャー			
	合計 (信用リスク・アセットの額)	141,543	44,513	1,780

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポートジャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポートジャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポートジャーの期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	信用リスクに関する エクスポートジャーの残高			信用リスクに関する エクスポートジャーの残高		
		うち 貸出金等	うち債券		うち 貸出金等	うち債券
信用リスク 期末残高	139,708	15,551	3,007	141,543	15,874	3,508
信用リスク 平均残高	129,607	16,637	2,872	132,845	16,069	3,304

(注) 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーに該当するもの、証券化エクスポートジャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポートジャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	信用リスクに関する エクスポートジャーの残高			信用リスクに関する エクスポートジャーの残高		
		うち 貸出金等	うち債券		うち 貸出金等	うち債券
国 内	139,708	15,551	3,007	141,543	15,874	3,508
国 外	0	0	0	0	0	0
合 計	139,708	15,551	3,007	141,543	15,874	3,508

(注) 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーに該当するもの、証券化エクスポートジャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		信用リスクに関する エクスポージャーの残高			信用リスクに関する エクスポージャーの残高		
			うち 貸出金等	うち債券		うち 貸出金等	うち債券
法人	農業	583	179	0	575	170	0
	林業	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	500	0	500	500	0	500
	金融・保険業	113,483	0	400	114,524	0	400
	卸売・小売・飲食・サービス業	23	23	0	66	18	0
	日本国政府・地方公共団体	2,106	0	2,106	2,608	0	2,608
	その他	349	152	0	328	141	0
個人		15,196	15,196	0	15,754	15,543	0
その他		7,464	0	0	7,185	0	0
合 計		139,708	15,551	3,007	141,543	15,874	3,508

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。
2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	108,772	692	0	111,017	604	100
1年超3年以下	1,291	589	702	1,417	515	902
3年超5年以下	1,553	851	701	1,730	827	902
5年超7年以下	1,525	1,024	501	997	997	0
7年超10年以下	1,467	1,166	300	1,860	1,058	802
10年超	11,764	10,963	801	12,432	11,630	801
期限の定めのないもの	13,643	265	0	12,087	240	0
合 計	139,708	15,551	3,007	141,543	15,874	3,508

(注) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位：百万円)

	令和5年度（三月以上）	令和6年度
国 内	111	324
国 外	0	0
合 計	111	324

(注)

1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

◇延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

区 分		令和5年度（三月以上）	令和6年度
法 人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	37
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	62	0
	個 人	49	286
合 計		111	324

(注)

1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	7	8	—	7	8	8	8	—	8	8
個別貸倒引当金	84	87	—	84	87	87	104	—	87	104

◇業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和5年度						令和6年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国 内		84	87	—	84	87		87	104	—	87	104	
国 外		0	0	—	0	0		0	0	—	0	0	
地域別計		0	0	—	0	0		0	0	—	0	0	
法 人	農 業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	林 業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	水産業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	製造業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	鉱 業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	建設・ 不動産業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	運輸・通信業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	金融・保険業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	22	0	—	22	0	—	0	26	—	0	26	—
上記以外		50	81	—	50	81	—	81	0	—	81	0	—
個 人		10	5	—	10	5	—	5	77	—	5	77	—
業種別計		84	87	—	84	87	—	87	104	—	87	104	—

◇信用リスク・アセット残高内訳表 [2024 年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値
		オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目	オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目	信用リス ク・アセッ トの額	
		A	B	C	D	E	
	-						F(=E/(C+D))
現金	0	749		749		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	99		99		0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	2,508		2,508		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20	100		100		10	0
我が国の政府関係機関向け	10～20	400		400		40	0
地方三公社向け	20	100		100		0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	110,312		110,312		22,062	0
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	337		337		97	0
(うち特定貸付債権向け)	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1,940	202	1,780	20	1,004	0
(うちトラザクター向け)	45		182		18	8	0
不動産関連向け	20～150	7,680		7,606		3,453	0
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	2,257		2,240		666	0
	30～150	5,422		5,365		2,786	0
	70～150						
	60						
	100～150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50～150	186		185		247	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	36		36		36	0
取立未済手形	20	21		21		4	0
信用保証協会等による保証付	0～10	6,120		5,994		599	0

株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		10						
株式等		250～400	601		601		601	0
共済約款貸付		0						
上記以外		100～125 0	10,222		10,222		16,357	0
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400						
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	3,789		3,789		9,474	0
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	299		299		749	0
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250						
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
	(うち右記以外のエクスポージャー)	100	6,133		6,133		6,133	0
証券化		—						
	(うち STC 要件適用分)	—						
	(短期 STC 要件適用分)	—						
	(うち不良債権証券化適用分)	—						
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—						

再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし 計算が適用されるエクスポ ージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額 (△)	—						
合計（信用リスク・アセッ トの額）	—					44,513	

注)

最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載しておりません。

◇信用リスク・アセット残高内訳表〔2024 年度〕

(単位：百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	99										0		99
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国 際 決 済 銀 行 等 向 け													
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計
我が国の地方公共団体向け	2,508										0		2,508
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け			100								0		100
我が国の政府関係機関向け			400								0		400
地 方 三 公 社 向 け	100										0		100
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		合計
国 際 開 発 銀 行 向 け													
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	100,312										0		100,312
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）													
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		合計
カバード・ボンド向け													
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	300								37				337
（うち特定貸付債権向け）													
	100%			150%			250%			400%			合計
劣後債権及びその他資本性証券等													
株 式 等							601			0			601
	45%			75%			100%			その他			合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	18			133			23			1,625			1,800
（うちトラランザクター向け）	18									0			18
	20%		25%	30%	31.25%	35%	37.50%		40%	50%	62.50%	70%	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	650		439	706			271		80		61	31	2,240
	30%		35%	43.75%	45%	56.25%	60%		75%	93.75%		105%	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	940		577		1,748		393		1,705			0	5,365
	70%			90%			110%			112.50%			合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け										150%			
	60%				その他					合計			
不動産関連向け うちその他不動産関連向け													
	100%				150%				その他				合計
不動産関連向け うちADC向け													
	50%			100%			150%			その他			合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	12			36			136			0			185
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				36						0			36
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	749										0		749
取立未済手形							21				0		21
信用保証協会等による保証付	0		5,990								3		5,994
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共済約款貸付													

注)

最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載していません。

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	0	3,614	3,614
	リスク・ウェイト 2%	0	0	0
	リスク・ウェイト 4%	0	0	0
	リスク・ウェイト 10%	0	6,719	6,719
	リスク・ウェイト 20%	299	109,501	109,801
	リスク・ウェイト 35%	0	2,378	2,378
	リスク・ウェイト 50%	0	702	702
	リスク・ウェイト 75%	0	194	194
	リスク・ウェイト 100%	0	12,495	12,495
	リスク・ウェイト 150%	0	12	12
	リスク・ウェイト 250%	0	3,789	3,789
	その他	0	0	0
リスク・ウェイト 1250%		0	0	0
合 計		299	139,408	139,708

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

◇資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値(%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	124,597			124,268
40%～70%	3,283	182	10	3,283
75%	1,876	15	10	1,870
80%				
85%	564			558
90%～100%	132	0	10	132
105%～130%				
150%	138			136
250%	601			601
400%				
1250%				
その他	1	5	10	0
合 計	131,195	202	10	130,853

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

◆信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適陽される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること ③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること ④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が監視および管理されていることの条件をすべて満たす場合に相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額〔2023 年度〕

（単位：百万円）

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公営企業等金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	100	0
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0
法人等向け	45	0	0
中小企業等向け及び個人向け	24	832	0
抵当権住宅ローン	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0
三月以上延滞等	0	0	0
証券化	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0
上記以外	55	16	0
合 計	124	948	0

注)

- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額[2024 年度]

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け		100,041	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）			
中堅中小企業等向け及び個人向け	130,200	933,353	
自己居住用不動産等向け			
賃貸用不動産向け			
事業用不動産関連向け			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		591	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
証券化			
中央清算機関関連			
上記以外			
合計	130,020	1,033,985	

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

◆CVAリスクに関する事項
該当する取引はありません。

◆マーケット・リスクに関する事項
該当する取引はありません。

◆出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◇出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	0	0	0	0
非上場	4,391	4,391	4,391	4,391
合 計	4,391	4,391	4,391	4,391

◇出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	0	0	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等） (単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等） (単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
「該当する取引はありません」

◆金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、経営リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、貸出・有価証券残高、貯金残高等の変動によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

- ◇「 Δ EVE」および「 Δ NII」以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる「 Δ EVE」および「 Δ NII」と大きく異なる点
特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	21	120	137	118
2	下方パラレルシフト	7	0	0	0
3	スティープ化	52	166		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	76	74		
7	最大値	76	166	137	118
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,761		9,679	

注)

1. 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

Ⅷ. 直近2事業年度における事業の実績

1. 信用事業

◆貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流動性貯金	51,885 (41.5)	54,151 (42.7)	2,265
定期性貯金	72,811 (58.3)	72,271 (57.1)	▲539
その他の貯金	132 (0.1)	144 (0.1)	12
小 計	124,829 (100.0)	126,567 (100.0)	1,738
譲渡性貯金	0 (0)	0 (0)	0
合 計	124,829 (100.0)	126,567 (100.0)	1,738

注)

1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. () 内は構成比です。
4. 金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

②定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
定期貯金	70,604 (98.0)	70,667 (98.2)	62
うち固定自由金利定	70,599 (99.9)	70,662 (99.9)	62
うち変動自由金利定	5 (0.0)	5 (0.0)	0
定期積金	1,412 (1.9)	1,235 (1.7)	▲176

注)

1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
3. () 内は構成比です。
4. 金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

◆貸出金に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手形貸付	383 (2.3)	335 (2.0)	▲48
証書貸付	14,834 (89.1)	15,380 (95.8)	545
当座貸越	359 (2.1)	334 (2.0)	▲24
割引手形	0 (0.0)	0 (0.0)	0
金融機関貸付	1,060 (6.3)	0 (0.3)	▲1,060
合 計	16,637 (100.0)	16,050 (100.0)	▲587

注)

1. () 内は構成比です。
2. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固定金利貸出	13,854 (85.9)	13,652 (86.0)	▲202
変動金利貸出	1,939 (12.0)	1,881 (11.8)	▲57
その他	332 (2.0)	322 (2.0)	▲9
合 計	16,126 (100.0)	15,857 (100.0)	▲269

注)

1. () 内は構成比です。
2. 「その他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分がないものです。
3. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	341	275	▲66
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	6,042	6,225	183
その他担保物	143	111	▲32
小 計	6,526	6,611	85
農業信用基金協会保証	6,404	6,115	▲289
その他保証	3,136	3,080	▲56
小 計	9,540	9,195	▲345
信用	60	51	▲9
合 計	16,126	15,857	▲269

注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	実績はありません	実績はありません	
有価証券			
動産			
不動産			
その他担保物			
小 計			
信用			
合 計			

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
設備資金	15,408 (95.5)	15,253 (96.1)	▲155
運転資金	718 (4.5)	603 (3.9)	▲115
合 計	16,126 (100.0)	15,857 (100.0)	▲269

注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	884 (5.4)	985 (6.2)	101
水産業	3 (0.0)	2 (0.0)	▲1
製造業	37 (0.2)	43 (0.2)	5
建設業	104 (0.6)	103 (0.6)	▲1
電気・ガス・熱供給・水道業	7 (0.0)	8 (0.0)	1
運輸・通信業	55 (0.3)	53 (0.3)	▲1
卸売・小売・飲食業	64 (0.3)	61 (0.3)	▲2
サービス業	290 (1.8)	319 (2.0)	28
金融・保険業	49 (0.3)	53 (0.3)	3
地方公共団体	0 (0.0)	0 (0.0)	0
その他	14,627 (89.1)	14,224 (89.7)	▲403
合 計	16,126 (100.0)	15,857 (100.0)	▲269

注)

1. 農業を営む個人への貸出金は、その他へ分類しており、業種別残高の農業については、法人等の貸出金となっています。
2. () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。
3. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	1,368	1,303	▲65
穀作	144	162	18
野菜・園芸	159	210	51
果樹・樹園農業	3	2	▲1
養豚・肉牛・酪農	42	30	▲12
その他農業	1,019	897	▲122
農業関連団体等	0	0	0
合 計	1,368	1,303	▲65

注)

1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農の子会社等が含まれています。
4. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

(イ) 資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	1,145	1,116	29
農業制度資金	223	186	▲37
農業近代化資金	119	92	▲27
その他制度資金	103	93	▲10
合 計	1,368	1,303	▲65

注)

1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。
4. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

【受託貸付金】

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	21	14	▲7
その他	273	254	▲18
合 計	294	269	▲25

注)

1. 日本政策金融公庫資金は、日本政策金融公庫資金のうち農林水産業に関連する資金です。
2. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	33	10	22	0	33
	令和6年度	19	4	15	0	19
危 険 債 権	令和5年度	214	34	174	5	214
	令和6年度	193	29	158	5	193
要 管 理 債 権	令和5年度	0	0	0	0	0
	令和6年度	0	0	0	0	0
	三 月 以 上	令和5年度	0	0	0	0
	延 滞 債 権	令和6年度	0	0	0	0
	貸 出 条 件	令和5年度	0	0	0	0
	緩 和 債 権	令和6年度	0	0	0	0
小 計	令和5年度	247	46	196	5	247
	令和6年度	213	34	174	5	213
正 常 債 権	令和5年度	15,891				
	令和6年度	15,655				
合 計	令和5年度	16,139				
	令和6年度	15,868				

注)

- 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権
5.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 6.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
- 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加 高	期中減少高		期末 残高	期首 残高	期中 増加 高	期中減少高		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一般貸倒引当金	7	8	0	7	8	8	8	0	8	8
個別貸倒引当金	84	87	0	84	87	87	104	0	87	104
合 計	91	95	0	91	95	95	112	0	95	112

注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
貸出金償却額	0	0	0

注) 上記の貸出金償却額は売却損を含んでいます。

◆為替

①内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	202	189	264	189
	金額	71,610	103,734	85,447	111,321
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	0	19	0	10
雑為替	件数	1	1	0	1
	金額	2,175	706	1,148	401
合 計	件数	203	191	265	190
	金額	73,785	104,459	86,596	111,733

注) 件数は、千件未満を切り捨てて表示し、金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

◆有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
国債	99	99	0
地方債	1,871	2,298	427
政府保証債	0	0	0
社債	899	899	0
合 計	2,870	3,297	427

注)

- 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。
- 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
令和 5 年度								
国債	0	0	0	0	0	86	0	86
地方債	0	515	415	514	302	282	0	2,029
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	206	309	0	0	352	0	868
令和 6 年度								
国債	0	0	0	0	0	78	0	78
地方債	100	504	799	0	762	253	0	2,421
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	402	100	0	0	322	0	825

注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

◆有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和 5 年度			令和 6 年度		
		貸借対照表計上額	取 得 原 価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取 得 原 価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国債	0	0	0	0	0	0
	地方債	1,648	1,599	48	908	899	8
	政府保証債	0	0	0	0	0	0
	社債	515	500	15	503	500	3
	小計	2,163	2,099	63	1,411	1,399	11
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国債	86	99	▲12	78	99	▲21
	地方債	381	400	▲18	1,513	1,599	▲86
	政府保証債	0	0	0	0	0	0
	社債	352	399	▲46	322	399	▲76
	小計	821	899	▲77	1,914	2,099	▲184
合 計		2,985	2,999	▲13	3,325	3,499	▲173

注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

②金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引等

(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

2. 共済事業

①長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
終身共済	10,208	104,809	10,010	98,213
定期生命共済	142	1,448	149	1,466
養老生命共済	4,350	33,920	3,998	30,151
こども共済	2,940	15,667	2,798	14,836
医療共済	8,415	2,544	8,164	2,337
がん共済	675	131	689	130
定期医療共済	133	76	125	82
介護共済	193	250	239	371
認知症共済	44		41	
生活障害共済	91		85	
特定重度疾患共済	720		741	
年金共済	6,436	20	6,195	20
建物更生共済	12,530	209,228	12,270	206,815
合 計	43,937	352,429	42,706	339,587

注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

②医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	8,415	34	8,164	29
がん共済	675	4	689	4
定期医療共済	133	0	125	0
合 計	9,223	39	8,978	35

注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

③介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	193	459	239	629
認知症共済	44	155	41	130
生活障害共済(一時金型)	21	359	22	364
生活障害共済(定期年金型)	70	88	63	80
特定重度疾病共済	720	1,697	741	1,619

注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	3,980	2,203	3,757	2,087
年金開始後	2,456	1,019	2,438	1,001
合 計	6,436	3,222	6,195	3,088

注)金額は、年金年額を記載しています。

⑤短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	1,098	9,370	9	1,059	9,223	9
自動車共済	9,484		355	9,617		361
傷害共済	14,805	48,930	15	14,701	51,310	14
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	200		0	192		0
自賠責共済	3,824		64	3,700		62
合 計	29,411		444	29,269		448

注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活関連事業

①購買事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類		受託購買品		買取購買品		合 計	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
		取扱高	取扱高	供給高	供給高	取扱高・供給高	取扱高・供給高
生産資材	肥 料	—	—	510	439	510	439
	農 薬	—	—	296	283	296	283
	飼 料	136	124	548	552	684	676
	農業機械	—	—	378	305	378	378
	そ の 他	36	70	691	653	728	724
	計	173	194	2,424	2,234	2,598	2,428
生活物資	食 料 品	—	—	18	6	18	6
	L P ガス	—	—	389	387	389	387
	そ の 他	50	48	197	199	248	248
	計	50	50	605	594	655	644
合 計		224	243	3,029	2,828	3,254	3,072

注)

1. 受託購買品取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。また買取購買品供給高は総額で記載しており、損益計算書においては購買品供給高として表示しております。
2. 金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

②販売事業取扱実績

(単位:百万円)

種 類	受託販売品		買取販売品		合 計	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
	販売品 取扱高	販売品 取扱高	販売品 販売高	販売品 販売高	取扱高・ 販売高	取扱高・ 販売高
米	1,095	957			1,095	957
麦	333	270			333	270
豆・雑穀	40	48			40	48
野菜	2,666	2,582	33	24	2,699	2,606
果実	188	131			188	131
花き	841	745			841	745
畜産物	1,549	1,663			1,549	1,663
その他	3,489	3,600	378	368	3,868	3,968
合 計	10,204	9,999	411	392	10,616	10,391

注)

1. 受託販売品取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。また買取販売品販売高は総額で記載しており、損益計算書においては販売品販売高として表示しております。
2. 金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率

(単位: %)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.22	0.15	▲0.07
資本経常利益率	2.33	1.63	▲0.70
総資産当期純利益率	0.06	0.10	0.04
資本当期純利益率	0.69	1.12	0.43

注)

1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

区 分		令和5年度	令和6年度	増 減
貯貸率	期 末	12.6	12.3	▲0.3
	期中平均	13.3	12.6	▲0.7
貯証率	期 末	2.3	2.5	0.2
	期中平均	2.3	2.6	0.3

注)

1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

X. 連結情報

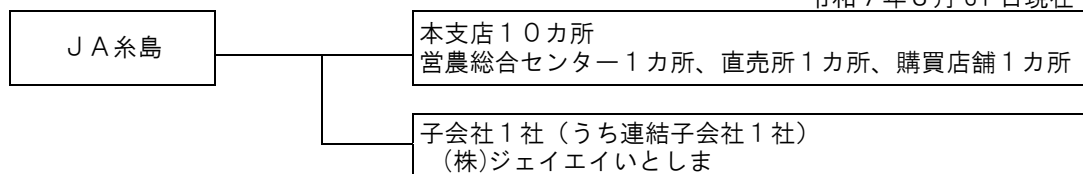
1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

糸島農業協同組合のグループは、当組合、子会社1社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は、1社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと連結財務諸表規則に基づき、連結の範囲に含まれる会社に相違はありません。

令和7年3月31日現在



(2) 子会社の概況

(単位：百万円)

名 称	主たる営業所 又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は 出資金	当JAの 議決権比率
株式会社 ジェイエイとしま	福岡県糸島市前原東 二丁目7番6号	葬祭事業、燃料事業 店舗事業	平成6年10月1日	80	100%

2. 連結事業概況（令和6年度）

①事業の概況

令和6年度の当JAの連結決算は、子会社を連結しております。連結決算の内容は、連結経常利益 240 百万円、連結当期剰余金 166 百万円、連結純資産 14,096 百万円、連結総資産 147,109 百万円で、連結自己資本比率は 22.50%となりました。

②連結子会社の事業概況

◇株式会社 ジェイエイとしま

令和6年度は、葬祭事業（やすらぎ前原斎場・やすらぎ二丈斎場）及び燃料事業（本店SS・アグリSS・一貴山給油所・配送センター）、店舗事業（Aコープ前原駅南・Aコープ志摩）を通じて、地域の皆様に安心できる商品の提供とサービスの向上に取り組みました。

収支面では営業利益が12,359千円となったほか、経常利益は20,861千円となり、当期純利益は15,096千円となりました。

3. 直近の連結事業年度における財産の状況

◆直近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益（事業収益）	9,302	8,597	8,913	8,909	8,807
信用事業収益	798	802	815	826	884
共済事業収益	685	661	614	558	530
農業関連事業収益	4,150	3,946	4,228	4,246	4,040
その他事業収益	3,596	3,188	3,254	3,278	3,351
連結経常利益	346	289	336	355	240
連結当期剰余金	282	188	230	121	166
連結純資産額	13,842	13,986	14,155	14,203	14,096
連結総資産額	131,439	135,009	137,088	146,390	147,109
連結自己資本比率	19.48%	19.06%	18.89%	19.61%	22.50%

注)

1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。

2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

4. 決算の状況

◆連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度
資 産 の 部		
1. 信用事業資産	129,371,173	130,380,770
(1)現金及び預金	110,179,798	111,080,221
(2)買入金銭債権	0	0
(3)商品有価証券	0	0
(4)金銭の信託	0	0
(5)有価証券	2,985,490	3,325,940
(6)貸出金	16,126,874	15,857,277
(7)その他の信用事業資産	84,965	122,907
(8)債務保証見返	0	0
(9)貸倒引当金	▲5,953	▲5,576
2. 共済事業資産	5,865	4,693
(1)共済貸付金	0	0
(2)その他の共済事業資産	5,865	4,693
(3)貸倒引当金	0	0
3. 経済事業資産	2,930,772	2,810,517
(1)受取手形及び経済事業未収金	793,229	772,979
(2)棚卸資産	461,728	452,996
(3)その他の経済事業資産	1,766,404	1,692,689
(4)貸倒引当金	▲90,589	▲108,147
4. 雑資産	289,441	227,609
5. 固定資産	8,455,407	8,410,954
(1)有形固定資産	8,440,805	8,395,092
建物	5,350,258	5,381,522
機械装置	2,851,654	2,928,049
土地	7,063,704	7,063,617
リース資産	0	0
建設仮勘定	0	0
その他の有形固定資産	2,186,547	2,232,045
減価償却累計額	▲9,011,358	▲9,210,141
(2)無形固定資産	14,602	15,861
のれん	0	0
リース資産	0	0
その他の無形固定資産	14,602	15,861
6. 外部出資	4,311,161	4,311,211
(1)外部出資	4,311,161	4,311,211
(2)外部出資等損失引当金	0	0
7. 退職給付に係る資産	675,214	676,544
8. 繰延税金資産	351,930	286,994
9. 繰延資産	0	0
資産の部 合計	146,390,966	147,109,293
科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度
負 債 の 部		
1. 信用事業負債	127,285,782	128,326,896
(1)貯 金	126,639,932	128,197,685
(2)譲渡性貯金	0	0
(3)借入金	4,780	2,127
(4)その他の信用事業負債	641,070	127,083
(5)債務保証	0	0
2. 共済事業負債	313,091	318,733
(1)共済借入金	0	0
(2)共済資金	143,515	154,253
(3)その他の共済事業負債	169,576	164,479
3. 経済事業負債	1,440,959	1,309,578
(1)支払手形及び経済事業未払金	502,116	488,958
(2)その他の経済事業負債	938,843	820,619
4. 設備借入金	0	0
5. 雑負債	325,797	422,909
6. 諸引当金	1,214,150	986,677
(1)賞与引当金	104,301	103,198
(2)退職給付に係る負債	895,814	687,140
(3)役員退職慰労引当金	30,902	39,147
(4)特例業務負担金引当金	183,132	157,190
7. 繰延税金負債	0	0
8. 再評価に係る繰延税金負債	1,607,315	1,647,933
負債の部 合計	132,187,098	133,012,098
純 資 産 の 部		
1. 組合員資本	10,295,961	10,388,895
(1)出資金	2,183,558	2,152,683
(2)資本剰余金	0	0
(3)利益剰余金	8,130,373	8,275,093
(4)処分未済持分	▲17,870	▲38,751
(5)子会社の所有する親組合出資金	▲100	▲100
2. 評価・換算差額等	3,907,906	3,707,669
(1)その他有価証券評価差額金	▲13,784	▲173,403
(2)土地再評価差額金	3,921,690	3,881,072
(3)退職給付に係る調整累計額	0	0
3. 非支配株主持分	0	0
純資産の部 合計	14,203,867	14,096,564
負債及び純資産の部 合計	146,390,966	147,109,293

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

◆連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	3,302,854	3,142,865
1) 信用事業収益	826,830	884,826
資金運用収益	764,890	805,815
（うち預金利息）	(458,995)	(498,285)
（うち有価証券利息）	(32,483)	(36,649)
（うち貸出金利息）	(201,828)	(190,943)
（うちその他受入利息）	(71,583)	(79,937)
役務取引等収益	33,652	41,556
その他事業直接収益	0	0
その他経常収益	28,287	37,455
2) 信用事業費用	83,710	156,296
資金調達費用	18,271	82,256
（うち貯金利息）	(18,179)	(82,093)
（うち給付補てん備金繰入）	(49)	(68)
（うち借入金利息）	(42)	(94)
役務取引等費用	10,837	16,665
その他経常費用	54,602	57,374
（うち貸倒引当金繰入額）		
（うち貸倒引当金戻入益）	(▲531)	(▲377)
信用事業総利益	743,119	728,530
3) 共済事業収益	558,172	530,138
共済付加収入	532,478	499,613
その他の収益	25,693	30,525
4) 共済事業費用	28,901	26,688
共済推進費及び共済保全費	28,063	25,742
その他の費用	837	946
共済事業総利益	529,270	503,450
5) 購買事業収益	5,712,766	5,593,548
購買品供給高	5,651,153	5,524,221
購買手数料	10,612	14,256
その他の収益	51,000	55,069
6) 購買事業費用	4,540,368	4,476,088
購買品供給原価	4,478,990	4,406,717
購買品供給費	47,948	42,187
その他の費用	13,429	27,183
購買事業総利益	1,172,397	1,117,459
7) 販売事業収益	1,229,854	1,222,340
販売品販売高	411,936	392,554
販売手数料	684,609	697,589
その他の収益	133,308	132,197
8) 販売事業費用	672,147	662,953
販売品販売原価	307,524	278,045
販売費	226,341	249,499
その他の費用	138,282	135,408
販売事業総利益	557,706	559,387
9) その他事業収益	552,218	519,155
10) その他事業費用	251,858	285,117
その他事業総利益	300,360	234,037
2. 事業管理費	3,082,804	3,026,147
1) 人件費	2,211,876	2,129,604
2) その他事業管理費	870,927	896,543
（うち減価償却費）	195,738	202,580
事業利益	220,050	116,717
3. 事業外収益	203,629	201,691
1) 受取雑利息	213	157
2) 受取出資配当金	57,955	57,648
3) 持分法による投資益	0	0
4) その他の事業外収益	145,460	143,885
4. 事業外費用	67,891	77,483
1) 支払雑利息	0	1
2) 持分法による投資損	0	0
3) その他の事業外費用	67,891	77,481
経常利益	355,788	240,926
5. 特別利益	39,539	23,402
1) 固定資産処分益	16	0
2) 負ののれん発生額	0	0
3) その他の特別利益	39,522	23,402
6. 特別損失	218,327	24,837
1) 固定資産処分損	0	1,361
2) 減損損失	178,909	1,440
3) その他の特別損失	39,418	22,036
税金等調整前当期利益	177,000	239,491
法人税、住民税及び事業税	41,125	8,460
法人税等調整額	14,733	64,936
法人税等合計	55,859	73,396
当期利益	121,140	166,094
非支配株主に帰属する 当期利益	0	0
当期剰余金	121,140	166,094

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

◆連結注記表

○令和5年度連結注記表【令和5年4月1日～令和6年3月31日】

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結される子会社・子法人等・・・1社 「株式会社 ジェイエイいとしま」
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人等・・・なし
- (3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項
連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
当該事項はありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
現金・当座預金・普通預金・通知預金としております。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
子 会 社 株 式	移動平均法による原価法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

①棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品）	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
農機具	個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として、最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②子会社の棚卸資産の評価基準及び評価方法

1) 商品

1. 個別法による原価法（葬祭部門）を採用しております。
2. 移動平均法による原価法（燃料部門）を採用しております。
3. 売価還元法による原価法（店舗部門）を採用しております。

2) 貯蔵品：個別法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 子会社の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法による間接償却を採用しております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（平成28年3月31日以前に取得した付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

②無形固定資産定額法による直接償却を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、法人税法に基づき、5年の耐用年数にて算出しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当期末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しております。

(6) 子会社の引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法の規定（実績貸倒率）に基づき、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

③退職給与引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合退職による期末要支給額と（一財）福岡県農林漁業団体共済会に積立てた額の差額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づき期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(3) 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、みそ等の加工食品を製造して販売する事業であり、当組合は、利用者との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(4) 利用事業

育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) カントリー事業

カントリーエレベーター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に収摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談、研修、経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(7) その他事業

保管事業、介護福祉事業、宅地等供給事業、農地利用調整事業、農業経営事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 子会社の消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業利益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を除去した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(2) 繰延税金資産 376,444,675 円 ※繰延税金負債と相殺前の総額を記載しています。

(3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積りを限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 178,909,360 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,753,150,371円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建 物	(圧縮記帳累計額) 429,685,753 円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額) 7,748,860 円
(種類) 構 築 物	(圧縮記帳累計額) 12,260,313 円
(種類) 機 械 装 置	(圧縮記帳累計額) 1,288,947,882 円
(種類) 器 具 備 品	(圧縮記帳累計額) 14,507,563 円

2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預 金	(金額) 5,000,000,000 円
----------	----------------------

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

・子会社等に対する金銭債権の総額	(金額) 1,466,922 円
・子会社等に対する金銭債務の総額	(金額) 572,045,695 円

4. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額) 223,658,082 円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額) 0 円

5. 債権のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は247,977,669円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	33,318,838
危 険 債 権	214,372,152
三月以上延滞債権	286,679
貸出条件緩和債権	0
合 計	247,977,669

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが出来ない可能性が高い債権（注1に掲げるものを除く。）をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

・再評価の方法	固定資産税評価額に基づく再評価
・再評価の年月日	平成11年3月31日
・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額	2,249,619,909 円

7. 子会社の有形固定資産の減価償却累計額

414,959,427 円

V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

・子会社等との取引による収益総額	(金額)	74,178,134 円
うち事業取引高	(金額)	22,589,943 円
うち事業取引以外の取引高	(金額)	51,588,191 円
・子会社等との取引による費用総額	(金額)	27,421,977 円
うち事業取引高	(金額)	27,421,977 円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としております。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
怡土支店	営業用店舗	建物、構築物、 建物附属設備、 土地、器具備品、 無形固定資産	
西部支店	営業用店舗	建物、構築物、 建物附属設備、 土地、器具備品、 機械装置、 無形固定資産	
福吉支店	営業用店舗	建物附属設備、 機械装置	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

福吉支店、怡土支店、西部支店については当該店舗の営業収支が減少し、赤字になると見込まれると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

怡土支店	94,637,273 円	(建物 7,755,019 円、建物附属設備 4,697,542 円、構築物 1,064,088 円、 土地 78,614,702 円、器具・備品 2,448,948 円、無形固定資産 56,974 円)
西部支店	83,202,809 円	(建物 28,569,438 円、建物附属設備 2,861,694 円、構築物 116,598 円、 土地 46,795,780 円、器具・備品 3,567,888 円、機械装置 1,260,269 円、 無形固定資産 31,142 円)
福吉支店	1,069,278 円	(建物附属設備 334,279 円、機械装置 734,999 円)

合 計	178,909,360 円	(建物 36,324,457 円、建物附属設備 7,893,515 円、構築物 1,180,686 円、 土地 125,410,482 円、器具・備品 6,016,836 円、機械装置 1,995,268 円、 無形固定資産 88,116 円)
-----	---------------	--

(4) 回収可能価額の算定方法

怡土支店、西部支店、福吉支店の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されております。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。
経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理室を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が53,452,063円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	109,269,683,309	109,204,284,637	▲65,398,672
有価証券			
その他有価証券	2,985,490,000	2,985,490,000	0
貸出金	16,126,874,385		
貸倒引当金（＊1）	▲5,953,944		
貸倒引当金控除後	16,120,920,441	16,418,894,997	297,974,556
資 産 計	128,376,093,750	128,608,669,634	232,575,884
貯 金	127,211,071,488	127,141,818,717	▲69,252,771
負 債 計	127,211,071,488	127,141,818,717	▲69,252,771

＊1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

1. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のあ
る預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index
Swap、以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

2. 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表され
た相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関し
て市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価
格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

3. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異
なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレ
ートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した
額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性
貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレ
ートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,391,141,001

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	109,269,683,309	0	0	0	0	0
有価証券 ・その他有価証券 のうち満期があ るもの	0	100,000,000	600,000,000	300,000,000	400,000,000	1,600,000,000
貸出金	2,006,518,754	1,178,085,905	1,052,925,681	929,085,877	842,031,988	10,073,614,799
合 計	111,276,202,063	1,278,085,905	1,652,925,681	1,229,085,877	1,242,031,988	11,673,614,799

注1：貸出金のうち、当座貸越 329,970,500 円については「1年以内」に含めております。また期限のない場合は「5年超」に含めて
おります。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 44,611,381 円は償還の予定が見込まれていな
いため含めておりません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	121,727,036,415	2,425,810,331	2,651,681,114	230,876,444	175,667,184	0
合 計	121,727,036,415	2,425,810,331	2,651,681,114	230,876,444	175,667,184	0

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位：円)

			取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	債券	地 方 債	1,599,861,046	1,648,070,000	48,208,954
		社 債	500,000,000	515,660,000	15,660,000
小 計			2,099,861,046	2,163,730,000	63,868,954
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	債券	国 債	99,921,250	86,930,000	▲12,991,250
		地 方 債	400,000,000	381,880,000	▲18,120,000
		社 債	399,492,297	352,950,000	▲46,542,297
小 計			899,413,547	821,760,000	▲77,653,547
合 計			2,999,274,593	2,985,490,000	▲13,784,593

なお、上記差額は「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。また、この制度に加え、同規程に基づき、退職給付の一部にあてるため、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しております。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,931,228,571 円
勤務費用	82,709,852 円
利息費用	7,540,815 円
数理計算上の差異の発生額	▲58,720,918 円
退職給付の支払額	▲182,029,465 円
期末における退職給付債務	1,780,728,855 円

3. 退職共済会積立額の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職共済会積立額	922,496,870 円
期待運用収益	9,686,217 円
数理計算上の差異の発生額	180,042 円
特定退職金共済制度への拠出金	59,106,000 円
退職給付の支払額	▲102,995,781 円
期末における退職共済会積立額	888,473,348 円

4. 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,780,728,855 円
特定退職金共済制度	▲888,473,348 円
未積立退職給付債務	892,255,507 円
退職給付引当金	892,255,507 円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	82,709,852 円
利息費用	7,540,815 円
期待運用収益	▲9,686,217 円
数理計算上の差異の費用処理額	▲58,900,960 円
合計	21,663,490 円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

年金保険投資	97.7%
現金及び預金	2.3%
合計	100.0%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.050%
期待運用収益率	1.05%

注1：割引率については、複数の割引率を使用しているため、イールドカーブ等価アプローチによる単一の加重平均割引率を記載しております。

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,843,216円を含めて計上しております。

なお、同組合から示された当期末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、181,754,000円となっております。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産

退職給付引当金	247,154,775円
建物等資産（減損分）	90,404,102円
特例業務負担金引当金	50,727,696円
賞与引当金	24,775,587円
土地（減損分）	17,163,992円
貸倒引当金	12,691,983円
未払賞与	11,155,122円
役員退職慰労引当金	7,988,669円
その他有価証券評価差額金	3,818,332円
その他	21,847,706円
繰延税金資産小計	487,727,964円
評価性引当額	▲111,283,289円
繰延税金資産合計（A）	376,444,675円

○繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	▲24,513,946円
繰延税金負債合計（B）	▲24,513,946円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 351,930,729円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として貸借対照表に表示しております。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.81%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲6.17%
住民税均等割等	1.70%
評価性引当額の増減	10.34%
法人税額の特別控除	▲2.91%
その他	▲1.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.36%

X. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、糸島市その他の地域において、賃貸等施設を所有しております。

また、令和6年3月期における当該賃貸等施設に関する賃貸損益は次のとおりです。

(単位：円)

用 途	収 益	費 用	損 益
賃貸等施設	172, 284, 452	63, 866, 724	108, 417, 728

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等施設の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：円)

用 途	貸借対照表計上額			当期末の時価
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等施設	2, 671, 068, 765	▲12, 733, 802	2, 658, 334, 963	3, 261, 296, 966

注1：貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2：当期増減額のうち、主な減少額は減価償却によるものです。

注3：当期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

X I. 収益認識に関する注記

「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

X II. その他子会社に関する注記

1. 株主資本等変動計算書に関する事項

(1) 発行済株式総数 800 株

(2) 事業年度末日後の剰余金配当

当事業年度の末日以降に行う剰余金配当の総額は1,600,000円、配当の原資はその他剰余金、1株当たり配当額は2,000円です。これらの配当の基準日は令和6年3月31日、決議日は令和6年6月6日、効力発生日は令和6年6月6日です。

2. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料総額は、22,844,808円です。

3. 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たり純資産額は、839,416.82円であります。 ※純資産を800株で割る

(2) 一株当たり当期純損失は、35,947.11円であります。

○令和6年度連結注記表【令和6年4月1日～令和7年3月31日】

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結される子会社・子法人等・・・1社 「株式会社 ジェイエイいとしま」
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人等・・・なし
- (3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項
連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
当該事項はありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
現金・当座預金・普通預金・通知預金としております。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
子 会 社 株 式	移動平均法による原価法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

①棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品）	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
農機具	個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として、最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②子会社の棚卸資産の評価基準及び評価方法

1) 商品

1. 個別法による原価法（葬祭部門）を採用しております。
2. 移動平均法による原価法（燃料部門）を採用しております。
3. 売価還元法による原価法（店舗部門）を採用しております。

2) 貯蔵品：個別法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 子会社の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法による間接償却を採用しております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（平成28年3月31日以前に取得した付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法による直接償却を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、法人税法に基づき、5年の耐用年数にて算出しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当期末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しております。

(6) 子会社の引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法の規定（実績貸倒率）に基づき、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

③退職給与引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合退職による期末要支給額と（一財）福岡県農林漁業団体共済会に積立てた額の差額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づき期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(3) 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、みそ等の加工食品を製造して販売する事業であり、当組合は、利用者との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(4) 利用事業

育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) カントリー事業

カントリーエレベーター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に収摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談、研修、経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(7) その他事業

保管事業、介護福祉事業、宅地等供給事業、農地利用調整事業、農業経営事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 子会社の消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業利益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を除去した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(2) 繰延税金資産 312,127,511 円 ※繰延税金負債と相殺前の総額を記載しております。

(3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積りを限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 1,440,440 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,753,150,371円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建 物	(圧縮記帳累計額) 429,685,753 円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額) 7,748,860 円
(種類) 構 築 物	(圧縮記帳累計額) 12,260,313 円
(種類) 機 械 装 置	(圧縮記帳累計額) 1,288,947,882 円
(種類) 器 具 備 品	(圧縮記帳累計額) 14,507,563 円

2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預 金	(金額) 5,000,000,000 円
----------	----------------------

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

・子会社等に対する金銭債権の総額	(金額) 3,103,832 円
・子会社等に対する金銭債務の総額	(金額) 565,158,350 円

4. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額) 216,540,188 円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額) 0 円

5. 債権のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は247,977,669円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	19,510,739
危 険 債 権	193,817,020
三月以上延滞債権	286,679
貸出条件緩和債権	0
合 計	213,614,438

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが出来ない可能性が高い債権（注1に掲げるものを除く。）をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

・再評価の方法	固定資産税評価額に基づく再評価
・再評価の年月日	平成11年3月31日
・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額	2,249,619,909 円

7. 子会社の有形固定資産の減価償却累計額

430,803,310 円

V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

・子会社等との取引による収益総額	(金額)	87,049,194 円
うち事業取引高	(金額)	35,465,894 円
うち事業取引以外の取引高	(金額)	51,583,300 円
・子会社等との取引による費用総額	(金額)	24,002,785 円
うち事業取引高	(金額)	24,002,785 円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としております。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
旧長糸支店跡	遊休資産	器具備品	業務外固定資産
上罐子土地	遊休資産	土地、構築物	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

旧長糸支店跡及び上罐子土地の資産は遊休資産として早期処分対象であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧長糸支店跡	453,231 円（器具備品 453,231 円）
上罐子土地	987,209 円（土地 87,210 円、構築物 899,999 円）
合 計	1,440,440 円（器具備品 453,231 円、土地 87,210 円、構築物 899,999 円）

(4) 回収可能価額の算定方法

旧長糸支店跡、上罐子土地の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されております。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理室を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,303,493円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	110,281,598,595	110,023,790,790	▲257,807,805
有価証券			
その他有価証券	3,325,940,000	3,325,940,000	0
貸出金	15,857,277,301		
貸倒引当金(*1)	▲5,576,494		
貸倒引当金控除後	15,851,700,807	15,915,953,741	64,252,934
資 産 計	129,459,239,402	129,265,684,531	▲193,554,871
貯 金	128,761,883,309	128,482,024,620	▲279,858,689
負 債 計	128,761,883,309	128,482,024,620	▲279,858,689

*1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

1. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

2. 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に關して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

3. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式 等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,391,141,001

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	110,281,598,595	0	0	0	0	0
有価証券 ・その他の有価証券 のうち満期があるもの	100,000,000	600,000,000	300,000,000	400,000,000	500,000,000	1,600,000,000
貸出金	1,873,784,422	1,151,420,152	1,026,118,566	937,529,668	840,754,700	9,989,967,684
合 計	112,255,383,017	1,751,420,152	1,326,118,566	1,337,529,668	1,340,754,700	11,589,967,684

注1：貸出金のうち、当座貸越 322,254,583 円については「1年以内」に含めております。また期限のない場合は「5年超」に含めております。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 37,702,109 円は償還の予定が見込まれていないため含めておりません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	121,505,720,214	2,465,043,815	3,687,245,327	174,714,358	929,159,595	0
合 計	121,505,720,214	2,465,043,815	3,687,245,327	174,714,358	929,159,595	0

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位：円)

			取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	債券	地 方 債	899,963,285	908,070,000	8,106,715
		社 債	500,000,000	503,040,000	3,040,000
小 計			1,399,963,285	1,411,110,000	11,146,715
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	債券	国 債	99,925,749	78,550,000	▲21,375,749
		地 方 債	1,599,932,070	1,513,360,000	▲86,572,070
		社 債	399,522,016	322,920,000	▲76,602,016
小 計			2,099,379,835	1,914,830,000	▲184,549,835
合 計			3,499,343,120	3,325,940,000	▲173,403,120

なお、上記差額は「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。また、この制度に加え、同規程に基づき、退職給付の一部にあてるため、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しております。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,780,728,855 円
勤務費用	72,467,055 円
利息費用	10,989,260 円
数理計算上の差異の発生額	▲98,205,518 円
退職給付の支払額	▲280,335,638 円
期末における退職給付債務	1,485,644,014 円

3. 退職共済会積立額の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職共済会積立額	888,473,348 円
期待運用収益	9,328,970 円
数理計算上の差異の発生額	291,181 円
特定退職金共済制度への拠出金	55,722,000 円
退職給付の支払額	▲153,253,406 円
期末における退職共済会積立額	800,562,093 円

4. 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,485,644,014 円
特定退職金共済制度	▲800,562,093 円
未積立退職給付債務	685,081,921 円
退職給付引当金	685,081,921 円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	72,467,055 円
利息費用	10,989,260 円
期待運用収益	▲9,328,970 円
数理計算上の差異の費用処理額	▲98,496,699 円
合計	▲24,369,354 円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

年金保険投資	94.4%
現金及び預金	5.6%
合計	100.0%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.66%
期待運用収益率	1.05%

注1：割引率については、複数の割引率を使用しているため、イーロードカーブ等価アプローチによる単一の加重平均割引率を記載しております。

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,361,037円を含めて計上しております。

なお、同組合から示された当期末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、159,354,000円となっております。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産

退職給付引当金	194,340,905 円
建物等資産（減損分）	86,594,447 円
特例業務負担金引当金	44,484,971 円
賞与引当金	24,502,681 円
貸倒引当金	17,695,857 円
土地（減損分）	17,622,507 円
税務上の繰越欠損金	11,468,840 円
未払賞与	10,907,706 円
その他有価証券評価差額金	49,246,486 円
その他	30,466,156 円
繰延税金資産小計	487,330,556 円
評価性引当額	▲ 175,203,045 円
繰延税金資産合計（A）	312,127,511 円

○繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	▲ 25,133,432 円
繰延税金負債合計（B）	▲ 25,133,432 円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 286,994,079 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として貸借対照表に表示しております。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.97%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲3.82%
住民税均等割等	1.06%
評価性引当額の増減	8.42%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	▲3.72%
過年度法人税等戻入	▲0.34%
その他	0.30%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.57%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5,060,967円増加し、法人税等調整額は同額減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は40,618,032円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

X. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、糸島市その他の地域において、賃貸等施設を所有しております。
また、令和7年3月期における当該賃貸等施設に関する賃貸損益は次のとおりです。
(単位：円)

用 途	収 益	費 用	損 益
賃貸等施設	171,483,783	76,787,035	94,696,748

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等施設の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：円)

用 途	貸借対照表計上額			当期末の時価
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等施設	2,658,334,963	▲2,587,429	2,655,747,534	3,261,296,966

注
1：
貸借
対照
表計
上額

は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2：当期増減額のうち、主な減少額は減価償却によるものです。

注3：当期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

X I. 収益認識に関する注記

「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

X II. その他子会社に関する注記

1. 株主資本等変動計算書に関する事項

(1) 発行済株式総数 800 株

(2) 事業年度末日後の剰余金配当

当事業年度の末日以降に行う剰余金配当の総額は1,600,000円、配当の原資はその他剰余金、1株当たり配当額は2,000円です。これらの配当の基準日は令和7年3月31日、決済日は令和7年6月6日、効力発生日は令和7年6月6日です。

2. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料総額は、12,176,136円です。

3. 一株当たり情報に関する注記

- (1) 一株当たり純資産額は、856,287.25円であります。 ※純資産を800株で割る
(2) 一株当たり当期純損失は、18,870.42円であります。

◆連結剰余金処分計算書

(単位：円)

	令和5年度	令和6年度
(資本剰余金の部)	—	—
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	7,964,930,105	8,130,373,611
2. 利益剰余金増加高	186,942,830	166,094,705
当期剰余金	121,140,582	166,094,705
3. 利益剰余金減少高	21,499,324	21,374,959
配当金	21,499,324	21,374,959
4. 利益剰余金期末残高	8,130,373,611	8,275,093,357

5. 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	33	19	▲14
危険債権額	214	193	21
要管理債権額	0	0	0
三月以上延滞債権額	0	0	0
貸出条件緩和債権額	0	0	0
小 計	247	213	34
正常債権額	15,891	15,655	▲236
合 計	16,139	15,868	▲271

注)

- 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権
5.「三月以上延滞債権」と6.「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
- 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

6. 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和5年度	令和6年度
信用事業	事業収益	826	884
	経常利益	182	193
	資産の額	129,371	130,380
共済事業	事業収益	558	530
	経常利益	212	216
	資産の額	5	4
農業関連事業	事業収益	4,246	4,040
	経常利益	213	151
	資産の額	1,658	1,540
その他事業	事業収益	3,278	3,351
	経常利益	▲ 221	▲ 260
	資産の額	15,355	15,183
合 計	事業収益	8,909	8,807
	経常利益	355	240
	資産の額	146,390	147,109

7. 連結自己資本の充実の状況

◆連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における自己資本比率は、22.50%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	糸島農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,152 百万円（前年度 2,183 百万円）

当組合は、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出し、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

◆自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	10,274	10,367
うち、出資金及び資本準備金の額	2,183	2,152
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	8,130	8,275
うち、外部流出予定額 (△)	▲21	▲21
うち、上記以外に該当するものの額	▲17	▲38
コア資本に算入される評価・換算差額等	0	0
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8	8
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	8	8
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	10,283	10,376
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	12	10
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	10
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	12	10
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	10,270	10,366

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	46,153	44,801
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	0	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	
うち、上記以外に該当するものの額	0	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,206	1,265
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	52,360	46,066
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（(ハ) / (二)）	19.61%	22.50%

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測方法で算出しており、算出に使用する I L M については、2024 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

◆自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和5年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット 額 A	所要自己 資本額 b=a×4%
	現金	858	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	99	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
	国際決済銀行等向け	0	0	0
	我が国の地方公共団体向け	2,006	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0
	国際開発銀行向け	0	0	0
	地方公共団体金融機関向け	100	10	0
	我が国の政府関係機関向け	400	40	1
	地方三公社向け	100	0	0
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	109,270	21,854	874
	法人等向け	413	125	5
	中小企業等向け及び個人向け	1,193	497	19
	抵当権付住宅ローン	2,397	832	33
	不動産取得等事業向け	4,152	4,107	164
	三月以上延滞等	111	55	2
	取立未済手形	22	4	0
	信用保証協会等保証付	6,330	621	24
	株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	0	0	0
	共済献付	0	0	0
	出資等	601	521	20
	（うち出資等のエクスポージャー）	601	521	20
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	0	0	0
	上記以外	11,649	17,483	699
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段 のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー）	0	0	0
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会 の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	3,789	9,474	378
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されな い部分に係るエクスポージャー）	0	0	0
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有している他の金融機関等に係る その他外部TLAC関連調達手段に関するエ クスポージャー）	0	0	0
	（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段に係る5%基準額を上回る 部分に係るエクスポージャー）	0	0	0
	（うち上記以外のエクスポージャー）	7,859	8,009	320
	証券化	0	0	0
	（うちSTC要件適用分）	0	0	0
	（うち非STC適用分）	0	0	0
	再証券化	0	0	0
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用され るエクスポージャー	0	0	0
	（うちルックスルー方式）	0	0	0
	（うちマンドート方式）	0	0	0
	（うち蓋然性方式250%）	0	0	0
	（うち蓋然性方式400%）	0	0	0
	（うちフォールバック方式）	0	0	0
	経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額	—	0	0

他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリス ク・アセットの額に算入されなかったも の額 (△)	—	0	0
標準的手法を適用する エクスポージャー別計	139,708	46,153	1,846
CVAリスク相当額÷8%	—	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0
合計 (信用リスク・アセットの額)	139,708	46,153	1,846

注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 A	所要自己資本額 b=a×4%
4,936	197	1,265	50
		BI	BIC
		843	101

1. 令和5年度のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当J Aでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計算手法により算出しており、算出に使用するI L Mは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する

所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 [2024 年度] 単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	749		
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	99		
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け	2,508		
	外国の中央政府等以外の公共部門向け			
	国際開発銀行向け			
	地方公共団体金融機構向け	100	10	0
	我が国の政府関係機関向け	400	40	1
	地方三公社向け	100	0	0
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	110,312	22,062	882
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）			
	カバード・ボンド向け			
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	337	97	3
	（うち特定貸付債権向け）			
	中堅中小企業等向け及び個人向け	1,960	1,004	40
	（うちトランザクター向け）	18	8	0
	不動産関連向け	7,680	3,453	138
	（うち自己居住用不動産等向け）	2,257	666	26
	（うち賃貸用不動産向け）	5,422	2,786	111
	（うち事業用不動産関連向け）			
	（うちその他不動産関連向け）			
	（うち ADC 向け）			
	劣後債券及びその他資本性証券等			
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	288	247	9
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	36	36	1
	取立未済手形	21	4	0
	信用保証協会等による保証付	6,120	599	23
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			
	株式等	601	521	20
	共済約款貸付			
	上記以外	10,226	16,357	654
	（うち重要な出資のエクスポージャー）			
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に			

	該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー			
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	3,789	9,474	378
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	299	749	29
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)			
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)			
	(うち上記以外のエクスポージャー)	6,136	6,133	245
	証券化			
	(うち STC 要件適用分)			
	(短期 STC 要件適用分)			
	(うち不良債権証券化適用分)			
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)			
	再証券化			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
	(うちルックスルー方式)			
	(うちマンドート方式)			
	(うち蓋然性方式 250%)			
	(うち蓋然性方式 400%)			
	(うちフォールバック方式)			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	141,543	44,801	1,777
	CVA リスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)			
	中央清算期間関連エクスポージャー			
	合計 (信用リスク・アセットの額)	141,543	44,801	1,777

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	信用リスクに関する エクスポージャーの残高			信用リスクに関する エクスポージャーの残高		
		うち 貸出金等	うち債券		うち 貸出金等	うち債券
信用リスク 期末残高	139,708	15,551	3,007	141,543	15,874	3,508
信用リスク 平均残高	129,607	16,637	2,872	132,845	16,069	3,304

(注) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	信用リスクに関する エクスポージャーの残高			信用リスクに関する エクスポージャーの残高		
		うち 貸出金等	うち債券		うち 貸出金等	うち債券
国 内	139,708	15,551	3,007	141,543	15,874	3,508
国 外	0	0	0	0	0	0
合 計	139,708	15,551	3,007	141,543	15,874	3,508

(注) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		信用リスクに関する エクスポージャーの残高			信用リスクに関する エクスポージャーの残高		
			うち 貸出金等	うち債券		うち 貸出金等	うち債券
法人	農業	583	179	0	575	170	0
	林業	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	500	0	500	500	0	500
	金融・保険業	113,483	0	400	114,524	0	400
	卸売・小売・飲食・サービス業	23	23	0	66	18	0
	日本国政府・地方公共団体	2,106	0	2,106	2,608	0	2,608
	その他	349	152	0	328	141	0
個人		15,196	15,196	0	15,754	15,543	0
その他		7,464	0	0	7,185	0	0
合 計		139,708	15,551	3,007	141,543	15,874	3,508

(注) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	108,772	692	0	111,017	604	100
1年超3年以下	1,291	589	702	1,417	515	902
3年超5年以下	1,553	851	701	1,730	827	902
5年超7年以下	1,525	1,024	501	997	997	0
7年超10年以下	1,467	1,166	300	1,860	1,058	802
10年超	11,764	10,963	801	12,432	11,630	801
期限の定めのないもの	13,643	265	0	12,087	240	0
合 計	139,708	15,551	3,007	141,543	15,874	3,508

(注) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位：百万円)

	令和5年度（三月以上）	令和6年度
国 内	111	324
国 外	0	0
合 計	111	324

(注)

1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

◇延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

区 分		令和5年度（三月以上）	令和6年度
法 人	農 業	0	0
	林 業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	37
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	62	0
個 人		49	286
合 計		111	324

(注)

1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	7	8	—	7	8	8	8	—	8	8
個別貸倒引当金	84	87	—	84	87	87	104	—	87	104
国 内	84	87	—	84	87	87	104	—	87	104
国 外	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
法										
農業	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
林業	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
水産業	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
製造業	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
鉱業	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
建設・不動産業	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
運輸・通信業	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
人										
金融・保険業	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
卸売・小売・飲食・サービス業	22	0	—	22	0	0	26	—	0	26
日本国政府・地方公共団体	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
その他	50	81	—	50	81	81	0	—	81	0
個 人	10	5	—	10	5	5	77	—	5	77

注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、そのため表中の合計額が一致しないことがあります。

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
法 人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	0
	個 人	0	0
合 計		0	0

◇信用リスク・アセット残高内訳表 [2024 年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値
		オン・バ ランス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目	オン・バ ランス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目	信用リス ク・アセッ トの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	749		749		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	99		99		0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	2,508		2,508		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20	100		100		10	0
我が国の政府関係機関向け	10～20	400		400		40	0
地方三公社向け	20	100		100		0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	110,312		110,312		22,062	0
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	337		337		97	0
(うち特定貸付債権向け)	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1,940	202	1,780	20	1,004	0
(うちトラランザクター向け)	45		182		18	8	0
不動産関連向け	20～150	7,680		7,606		3,453	0
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	2,257		2,240		666	0
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	5,422		5,365		2,786	0
(うち事業用不動産関連向け)	70～150						
(うちその他不動産関連向け)	60						
(うち ADC 向け)	100～150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50～150	186		185		247	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	36		36		36	0
取立未済手形	20	21		21		4	0
信用保証協会等による保証付	0～10	6,120		5,994		599	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250～400	601		601		601	0
共済約款貸付	0						
上記以外	100～125 0	10,222		10,222		16,357	0
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						

	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400						
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	3,789		3,789		9,474	0
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	299		299		749	0
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250						
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
	(うち右記以外のエクスポージャー)	100	6,133		6,133		6,133	0
証券化		—						
	(うち STC 要件適用分)	—						
	(短期 STC 要件適用分)	—						
	(うち不良債権証券化適用分)	—						
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—						
再証券化		—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—						
未決済取引		—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		—						
合計 (信用リスク・アセットの額)		—					44,513	

注)

最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載していません。

◇信用リスク・アセット残高内訳表 [2024 年度]

(単位：百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																			
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	99										0		99							
外国の中央政府及び中央銀行向け																				
国 際 決 済 銀 行 等 向 け																				
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	2,508												0	2,508						
外国の中央政府等以外の公共部門向け																				
地方公共団体金融機構向け			100										0	100						
我が国の政府関係機関向け			400										0	400						
地 方 三 公 社 向 け	100												0	100						
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計						
国 際 開 発 銀 行 向 け																				
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	100,312												0		100,312					
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）																				
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他	合計				
カバード・ボンド向け																				
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%	その他	合計			
法 人 等 向 け （特定貸付債権向けを含む。）	300								37						0	337				
（うち特定貸付債権向け）																				
	100%			150%			250%			400%			その他		合計					
劣後債権及びその他資本性証券等																				
株 式 等							601						0		601					
	45%				75%				100%				その他			合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け	18				133				23				1,625			1,800				
（うちトラザクター向け）	18												0			18				
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不 動 産 関 連 向 け うち自己居住用不動産等向け	650		439		706						271		80				61	31	0	2,240
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%	105%		150%	その他	合計
不 動 産 関 連 向 け うち賃貸用不動産向け	940		577				1,748				393		1,705						0	5,365
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他			合計	
不 動 産 関 連 向 け うち事業用不動産関連向け																				
	60%					その他										合計				
不 動 産 関 連 向 け うちその他不動産関連向け																				
	100%				150%				その他				合計							
不 動 産 関 連 向 け うち A D C 向 け																				
	50%				100%				150%				その他				合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	12				36				136				0				185			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞					36								0				36			
	0%			10%			20%			100%			その他			合計				
現 金	749												0			749				
取 立 未 済 手 形							21						0			21				
信用保証協会等による保証付	0			5,990									3			5,994				
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																				
共 済 約 款 貸 付																				

注)

最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載しておりません。

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	0	3,614	3,614
	リスク・ウェイト 2%	0	0	0
	リスク・ウェイト 4%	0	0	0
	リスク・ウェイト 10%	0	6,719	6,719
	リスク・ウェイト 20%	299	109,501	100,801
	リスク・ウェイト 35%	0	2,378	2,378
	リスク・ウェイト 50%	0	702	702
	リスク・ウェイト 75%	0	194	194
	リスク・ウェイト 100%	0	12,495	12,495
	リスク・ウェイト 150%	0	12	12
	リスク・ウェイト 250%	0	3,789	3,789
	その他	0	0	0
リスク・ウェイト 1250%		0	0	0
合 計		299	139,408	139,708

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

◇資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および与信相 当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	124,597			124,268
40%～70%	3,283	182	10	3,283
75%	1,876	15	10	1,870
80%				
85%	564			558
90%～100%	132	0	10	132
105%～130%				
150%	138			136
250%	601			601
400%				
1250%				
その他	1	5	10	0
合 計	131,195	202	10	130,853

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

◆信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適陽される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること ③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること ④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が監視および管理されていることの条件をすべて満たす場合に相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和５年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公営企業等金融機構向け	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0
地方三公社向け	0	100
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	0	0
法人等向け	45	0
中小企業等向け及び個人向け	24	832
抵当権住宅ローン	0	0
不動産取得等事業向け	0	0
三月以上延滞等	0	0
証券化	0	0
中央清算機関関連	0	0
上記以外	55	16
合 計	124	948

注)

- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額[2024 年度]

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け		100,041	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）			
中堅中小企業等向け及び個人向け	130,200	933,353	
自己居住用不動産等向け			
賃貸用不動産向け			
事業用不動産関連向け			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		591	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
証券化			
中央清算機関関連			
上記以外			
合計	130,020	1,033,985	

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆マーケット・リスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◇出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和５年度		令和６年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	0	0	0	0
非上場	4,391	4,391	4,391	4,391
合 計	4,391	4,391	4,391	4,391

◇出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

	令和５年度			令和６年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	0	0	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位：百万円)

	令和５年度		令和６年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

	令和５年度		令和６年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

「該当する取引はありません」

◆金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

◇金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	21	120	137	118
2	下方パラレルシフト	7	0	0	0
3	スティープ化	52	166		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	76	74		
7	最大値	76	166	137	118
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,366		10,270	

注)

1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

8. 計算書類の正確性等にかかる確認

経営者確認書

私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において、適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、計算書類が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和7年7月2日

糸島農業協同組合

代表理事組合長 山崎 重俊



「まるいと」とは・・・

糸島産
であること

「糸島産」であること、
語りたいことがいっぱいあります。
糸島を愛するみんなの温かいところ、
糸島の大地での農業への情熱、
信頼を守ること、お客様に満足していただく喜び、
どれだけ語っても、言い尽くすことのない想い。
それを、私たちは上手な言葉で伝えるのは苦手です。
だからこそ、糸島産を表す(糸)マークに、
私たちの静かで、熱い誇りを
昔からそしてこれからも語り継いでいきます。



【公式 HP】

<https://www.ja-itoshima.or.jp>



【JA 糸島 SNS】



【伊都菜彩 SNS】

